

# 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業 実施方針等に関する質問への回答

平成12年6月14日

神奈川県

## 凡 例

- ・平成12年5月17日から19日に受け付けた、神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針等に関する質問への回答を、実施方針、要求水準書（維持管理）、要求水準書（研究支援）の項目順に整理して記述してあります。
- ・回答は、現時点の考えを示したものであり、意見招請等により変更する可能性があります。最終的には、入札公告時に確定します。
- ・質問中、V E 提案要領に関するものは、V E 提案要領の質問回答書の中で回答しました。

# 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針に関する質問への回答

## 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般			実施方針文中に多数記載のある「施設」の定義を聞かせてほしい。	法律等に定めがある場合を除き、個々の建築物・設備等を表す場合と公共施設としての衛生研究所全体をさす場合の両方があります。
2	全般			賃料、管理費（維持管理費、研究支援費）等の支払条件及び30年間の費用の増減について、どのように考えているか。具体的には、支払条件は出来高払い、年額の12ヶ月均等払い、それとも年額の半期等一括払いなのか。また、30年間の増減は物価変動を除いた固定金額、または一定周期で見直しを行うのか。	県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として一体で支払われます（賃料と管理費のように別個には支払われません）。サービスに対する対価の支払い時期については年2-3回の支払いを予定しています。ただし、モニタリングを行い、契約で定められた性能が維持されていない場合は、減額もあり得ます。建設期間中の物価変動及び金利変動リスクは民間事業者の負担としておりますので、建設期間中にサービスに対する対価を見直すことは想定しておりません。維持管理・運営期間中については物価変動等を鑑み一定周期で見直しすることを想定しておりますが、物価変動の考え方を含めた支払方法について意見招請の結果を踏まえ、入札公告時にお示しします。（別紙 参照）
3	全般			30年経過後の建築物、設備機器等の引渡条件（所定の性能を発揮していれば老朽化していてもよいのか、更新等を実施して引渡す必要があるのか等）によっては長期修繕計画の見込みが大きく変わるため、前提条件を教えてください。	業務に支障のない状態に保っていただければ、設備機器等の更新をして引き渡す必要はありません。
4	全般			修繕費の取扱いについては特に明記されていないが、事業者が負担してその分を賃料で見込むということでしょうか。上記であれば長期修繕計画書の提出は不要か。	修繕費については、県が事業者へ支払うサービスに対する対価の中に含まれます。なお、審査の過程でサービスの対価に含まれる修繕費の妥当性を判断する必要があるため、長期修繕計画を提出していただく予定です。
5	全般			施設の維持管理費として事業者が見込まなくてもよい、県が直接支払う予定の項目があれば教えてください。例えば、水道光熱費、廃棄物処理費、消耗備品費、A棟の保険料（火災、施設賠償等）等。	施設の運営・維持管理にかかる光熱水費（下水道料金を含む）、電話料金、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた廃棄物の処理費は県が負担します。また、業務要求水準書において委託する業務の消耗備品費は特に指示がない限り、事業者の負担とします。県がA棟に火災保険を設定する場合は、県の負担となります。このことについては、現在検討中です。入札説明書にてお示しします。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	全般			県が支払う当該施設整備費(賃料等)について、県は国から補助金を受ける予定か。補助金を受ける予定である場合、すでに受けることは確定しているのか。また、受けられなくなった場合に、当該PFI事業の推進に影響はあるのか。	国の補助対象事業ではありません。
7	全般			衛生研究所職員の勤務状況(残業・休日出勤等の頻度)について一般的な範囲で教えてほしい(維持管理体制構築の為)。	残業(時間外):月平均7.2時間/1人 休日出勤 動物飼育/毎土日1人/1日(非常勤対応) 一般職員;5.5人/1日
8	1	2	(1)	既存棟及び外構は、事業者が改修工事を行い、県は、期間30年間で支払います。」とあるが、この改修費用の支払は事業者の収入である「サービスに対する対価」に含まれるのか。それとも、「サービスに対する対価」とは別であり、実質、30年間の繰延べとなる性質のものなのか、改修費用の支払についての詳細を教えてほしい。	県は、実施方針「1.(1)6事業範囲」で提示した業務に係るサービスを一体で購入し、その対価を支払います(サービスの購入は業務ごとに独立して購入する訳ではありません)。事業者には、提示された事業範囲内の業務を一体で実施し、サービスの供給を実施していただきます。既存建物の解体及び既存棟の改修のサービスはPF事業の範囲であり、事業者が県へ提供するサービスの一環であることから、そのサービスの費用(解体費及び改修費)は、県から支払うサービスに対する対価に含まれます。(別紙 参照)
9	2	2	(4)	選定方法は、価格だけでなくその他の基準で選定を行う総合評価一般競争入札方式を採用する」と記述あるが、評価項目と配点は入札条件に提示されるか。	地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により落札者決定基準を公告します。
10	2	2	(4)	選定方法は、価格だけでなくその他の基準で選定を行う総合評価一般競争入札方式を採用する」と記述あるが、入札条件の中に最低価格が設定されるか。	本件は地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第9条が適用されるため、最低制限価格は設定しません。
11	1	1	(1)4	事業目的に「茅ヶ崎市内に移転」との記載があるが、現衛生研究所の場所から移転する基本的な理由は、機能充実の為により広い場所が必要となったからと理解でよいか。現衛生研究所の「建て直す」のではなく、移転する事になった理由について説明してほしい。	新用地は研究所としての立地条件が整っており、現在の衛生研究所の敷地で業務を休止せずに建て替えを行えるためです。
12	1	1	(1)5	新衛生研究所の業務開始後、化学物質環境対策方針、生活環境の保全等に関する条例、その他(化学物質にかかわる法規など)に抵触した場合、対外的な法的最終責任は内部でのリスク分担どおりになるのか、あるいは別の形になるのか。	県と事業者間の責任分担は、リスク分担のとおりですが、対外的な法的責任は、かかる事態の原因として施設の設置若しくは管理に瑕疵又は管理業務における故意過失が認められた場合には、県と事業者とが共同して負うこととなります。
13	1	1	(1)6	竣工後の水・光熱費は県の負担と考えてよいか。	ご質問のとおりです。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
14	1	1	(1) 6	改修工事を実施するA棟部分は県が建物を所有しており、PF事業期間中も引き続きその建物を所有すると解釈してよいか。	ご質問のとおりです。
15	1	1	(1) 6	新棟の事業期間終了後の所有権移転に際する譲渡条件(無償、有償等)はどのように想定されているか。	無償譲渡を予定しています。
16	2	1	(1) 6	事業者は維持管理及び研究支援業務の終了後、県に新棟(研究所)の所有権を取得させる。」と記載されているが、事業者は事業期間終了後、県に対して当該施設を「無償譲渡」するのか、それとも「有償譲渡」するのか。	無償譲渡を予定しています。
17	2	1	(1) 6	の「施設整備に係る解体・改修・新築などの建設工事」について、事業者の役務である「工事を伴う備品整備」の「備品」は県から支給されると考えてよいか。	備品については、設計図書に記載してありますので、民間事業者が建設工事の中で整備してください。
18	2	1	(1) 6	の「施設整備に係る解体・改修・新築などの建設工事」において、解体建物及びA棟は県所有であるため、解体工事及び改修工事の発注主は県であり、これら工事はそれぞれ工事完了時に県に引き渡しを行うもの、また、引き渡し時点から30年間工事代金として延払いを行うものと理解してよいか？	県は、実施方針「1.(1)6事業範囲」で提示した業務に係るサービスを一体で購入し、その対価を支払います(サービスの購入は業務ごとに独立して購入する訳ではありません)。事業者には、提示された事業範囲内の業務を一体で実施し、サービスの供給を実施していただきます。既存建物の解体及び既存棟の改修のサービスはPF事業の範囲であり、事業者が県へ提供するサービスの一環であることから、サービス供給は事業者の責任において実施していただきます。それゆえ、発注者は事業者です。そのサービスの費用(解体費及び改修費)は、県から支払うサービスに対する対価に含まれます。(別紙 参照)
19	2	1	(1) 6	広域防災活動備蓄倉庫の維持管理業務まで、本コンペの事業対象に含まれているのか？	A棟全体の維持管理業務の一環として、維持管理をお願いします。
20	2	1	(1) 6	の「工事監理業務」について、設計事務所が行う工事監理役務の詳細は入札条件に明示されると考えてよいか。	工事監理業務の範囲は、四会連合協定 建築監理業務委託書のとおりです。(別紙 参照)
21	2	1	(1) 6	の「工事監理業務」について、設計事務所をグループの一員に加える事は具体的にどのようなことを意味しているか。事業者の責任で行われるべき役務は「工事監理 正式契約後の設計変更 完成図の作成 建築確認申請時に添付すべき設計図書の準備」と考えてよいか。	グループの一員に加えるとは、工事監理業務を行うことを指しています。工事監理業務の範囲は、四会連合協定 建築監理業務委託書のとおりです。(別紙 参照)

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
22	2	1	(1) 6)	「応募者は、設計業務を担当した設計事務所を落札後にグループの一員に加え」とあるが、事業実施時において、SPC設立を前提とした場合、同設計事務所がSPC構成会社の一員になると理解してよいか。	同設計事務所は、SPCに出資する予定はないとのこと。 (別紙 参照)
23	2	1	(1) 6)	設計業務を担当した設計事務所が事業者の一員になる前提で、許認可に対する事業者の行うべき業務範囲について伺いたい。実施方針19ページにある予測されるリスクと責任分担表の中の許認可リスクについて、県で取得する部分と、上記以外の部分とあるが、業務範囲の線引きがあれば示してほしい。また、開発許可関連部局との事前協議がなされていれば、その状況を知らせてほしい。	建設工事に係わる許認可については、リスク分担表に定めるとおりです。開発許可 建築確認についての調整は、現在、県が茅ヶ崎市役所の関係部署と行っており、その打合せの内容は設計図書に反映されています。
24	2	1	(1) 6)	設計事務所を工事監理者としてグループの一員に加えるとあるが、リスク責任分担表では、県 事業者のどちらになるのか (工事監理者としての責任分担があると思われる為)。	工事監理業務は、事業者が行う業務であることから、発生するリスクは事業者側の負担とします。設計事務所は、工事監理業務に関する責任を負担することになります。(別紙 参照)
25	2	1	(1) 6)	「工事監理費については、別途県が指定する」とあるが、これは提案段階で県が工事監理費を明示し、各応募者が工事費見積額に同工事監理費を計上して提案すると理解してよいか。	ご質問のとおりです。(別紙 参照)
26	2	1	(1) 6)	の「工事監理業務」について、県から指定される設計事務所が行う工事監理費」に含まれる費用の明細は入札条件に提示されるか。	入札公告時に工事監理費の金額を明らかにします。(別紙 参照)
27	2	1	(1) 6)	工事監理費は県が設計事務所に直接支払うのか、あるいは一旦事業者が設計事務所に支払い、県が事業者に30年間分割で支払うことになるのか。	事業者に、いったん設計事務所へ工事監理費をお支払いいただき、その支払い額を県はサービス対価に対する支払として30年間でお支払いします。設計事務所への工事監理費のお支払いは工事監理終了時までに行ってください。(年度末出来高払い1回を含みます。)(別紙 参照)
28	2	1	(1) 6)	の「周辺環境調査業務」は、具体的にはどのような内容があるか特定してほしい。	家屋調査、電波障害調査等の工事に必要な調査を想定していますが、具体的に提示しませんので、必要な業務は事業者に判断して頂きます。
29	2	1	(1) 6)	の「周辺影響調査業務」について、事業者が行うべき周辺影響調査役務の内容は入札条件の中で具体的に提示されると考えてよいか。	家屋調査、電波障害調査等の工事に必要な調査を想定していますが、具体的に提示しませんので、必要な業務は事業者に判断して頂きます。
30	2	1	(1) 6)	の「周辺影響調査業務」に関して、周辺影響は建設、解体等の施設の工事に伴う影響調査のみを対象とされるものとして理解するが、それでよいか。	家屋調査、電波障害調査等の工事に必要な調査を想定していますが、具体的に提示しませんので、必要な業務は事業者に判断して頂きます。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
31	2	1	(1) 6)	の「開発許可、建築確認等の手続き業務及び関連業務」について、これまでの県・市との事前打合せの内容をもらえるのか。また、申請関係について1)都市計画法による開発行為に該当するかどうか2)県・市自治体による条例及び指針等」をご覧下さい。3)確定しています導要綱の何に該当するか3)敷地境界は確定しているか(官・官)(民・民)4)区域内の権利関係は明確か(公共施設・官有地等)5)埋蔵文化財包蔵地または調査対象地域に該当しているか6)その他土地利用上の制約は特にあるか	事前打合せの内容はすべて設計図書に反映されています。1)~6)への回答は以下のとおりです。1)該当していません。2)実施方針「1.(1)5)事業に必要なと想定される根拠法令 規則・許認可事項等」をご覧ください。3)確定しています導要綱の何に該当するか3)敷地境界は確定しているか(官・官)(民・民)4)区域内の権利関係は明確か(公共施設・官有地等)5)埋蔵文化財包蔵地または調査対象地域に該当しているか6)その他土地利用上の制約は特にあるか
32	2	1	(1) 6)	の「県への賃貸業務」について、民法では借家権の最長期間は20年と定められている。本件では事業期間が30年とされているが、20年後に賃貸借契約の更新をするとの解釈でよいのか。あるいは、建物の賃貸はPF事業者の提供する事業の一部を構成するとの解釈し、30年間を通しての契約と考えるのか。	本事業で事業者から県へ提供していたサービスは、実施方針「1.(1)6)事業の範囲」に記載されている業務に係る全てのサービスを指す(賃貸サービス、建設サービス、維持管理サービス、研究支援サービス等がある)ことから、県と事業者とで締結する契約は、単なる賃貸借契約ではなく、その他委託等の内容を含んだ混合契約です。
33	2	1	(1) 6)	の「県への賃貸業務」は、研究棟について事業者と県が「関係敷地の無償借地契約」と建物譲渡特約付き賃貸契約」を締結するということか。	借地形態は、使用貸借権の設定を予定しています。その際、事業存続中は、県側からの解除は考えておりません。なお、権利設定について、ご意見がある場合は、ご意見をお寄せください。
34	2	1	(1) 6)	の「維持管理業務」において、水光熱費・廃棄物処理費は県が全額実費負担すると理解してよいのか。	ご質問のとおりです。
35	2	1	(1) 6)	の「維持管理業務」中の環境対策業務に関して、環境対策は事業者の維持管理・研究支援業務の範囲で管理・運営される設備により影響されるもののみが対策の対象となるものと理解するが、それでよいのか。	維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)(8)にお示ししたとおりです。
36	2	1	(1) 6)	の「研究支援業務」の「実験器具洗浄業務」、「放射線取扱施設保守管理業務」、「実験動物飼育管理業務」について、県で衛生研究所及びこれに類似する施設でこれら業務の委託実績がある場合に、参考までに委託業者名を開示してほしい。また、県内でこれら業務を実施できる業者をご存知の場合にもあわせて業者名を教えてください。	現衛生研究所では委託はしていません。他の県施設では、がんセンターが動物の飼育及び施設の維持管理を委託しています[業者委託：ラボス(株)東京都渋谷区]。委託できる事業者については、すべてを把握しているわけではないので県から提示することはできません。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
37	2	1	(1) 6)	の「研究支援業務」に関して、現衛生研究所における研究支援業務(実験器具洗浄業務・自動車運転等業務・放射線取扱施設保守管理業務・実験動物飼育管理業務・LAN、情報システム運用業務・図書情報閲覧室維持管理業務・電話交換業務)の人員及び実績を教えてください。また、現衛生研究所の上記業務において、委託業務があったら企業名(団体名)を教えてください。	・実験器具洗浄業務 非常勤職員 4名(8時間 / 1日、5日 / 1週)・自動車運転等業務 : 常勤 1名、非常勤職員 1名(8時間 / 1日、4日 / 週) 実験動物飼育管理業務 : 常勤 1名、非常勤職員 1名(8時間 / 1日、5日 / 週) LAN : 現在、対象設備なし 情報システム運用業務 : 現在、対象設備なし 図書情報閲覧室維持管理業務 : 衛生研究所職員が随時実施 電話交換業務 : 2名交代(8時半 ~ 17時半) 業者委託 東神管財(株)(横浜市中区)]
38	2	1	(1) 6)	の「研究支援業務」について、県の職員が直接実施している業務の範囲及び各業務実施にあたって配置している職員の数(実施体制)を教えてください。また、各研究支援業務の中で一部外部委託している業務がある場合には、具体的にどの業務を委託しているのか教えてください。	【県の職員対応】実験器具洗浄業務 : 細菌系実験器具(理化学系の全て及生物学系の一部を除く)の洗浄、非常勤職員 4名(8時間 / 1日、5日 / 1週)・自動車運転等業務 運転業務全般(運搬物の積み卸しを除く)、常勤 1名、非常勤職員 1名(8時間 / 1日、4日 / 週)・実験動物飼育管理業務 : 飼育ケージの洗浄・滅菌、飼育ケージの交換(マウスを除く)、飼育動物(マウスを除く)の給餌、施設の清掃、常勤 1名、非常勤職員 1名(8時間 / 1日、5日 / 週) LAN : 現在、対象設備なし 情報システム運用業務 : 現在、対象設備なし 図書情報閲覧室維持管理業務 図書台帳への記帳(必要な最少項目のみ)、衛生研究所職員が随時実施 【外部委託】電話交換業務 : 8時半 ~ 17時半(2名交代) 業者委託 東神管財(株)(横浜市中区)]
39	2	1	(1) 6)	の「研究支援業務」において、使用された廃棄物・廃薬品並びに実験動物の死体の処理については事業の範囲外であると考えられるが、この考え方で正しいか。	廃棄物・動物の死体等の施設外での処理は県の責務として別途行いますが、施設内での廃棄物等の収集、ごみ置場等への集積及び廃棄業者への引き渡し等の業務は維持管理業務及び研究支援業務の範囲内です。なお、廃薬品については施設内の収集、集積も含め別途県の責務で処理します。
40	2	1	(1) 6)	の県への新棟(研究棟)所有権移転業務において、所有権の移転は有償(売買)か無償(寄付)か。	無償譲渡を予定しています。
41	2	1	(1) 6)	環境対策業務は「資料 2 13 頁 ~ 15 頁 環境対策要求水準書」の範囲内で限定されると解釈してよいか。	資料 2(8) 環境対策要求水準書の範囲内です。

## 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
42	2	1	(1) 6	研究支援業務については、その業務を行える協力会社の数が限られるものと思われ、よって提案者の数が協力会社の数を超え、研究支援のすべての業務について協力企業を確保できないことが予想される。PFI事業者が、上記の事情により、提示されている七件の研究支援業務の内一件でも業務遂行が困難と判断し提案しなかった場合、そのPFI事業者は失格となるのか。	本事業の骨格は、事業者から、実施方針「1.(1)6)事業の範囲」に記載された全業務を一体のサービスとして提供していただき、県から、提供されたサービスに対する対価を一体で支払うことです。それゆえ、全業務を30年間実施していただくことが必要です。ある応募グループ(者)の構成員又は応募グループ(者)の協力会社が、他の応募グループ(者)の協力会社になることは可能です。応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になれません。
43	3	1	(1) 7	特定事業として選定された場合と選定されなかった場合とでは、スケジュール及び手続きなどで違いが生じるか。	特定事業に選定されなかった場合は、選定されなかった理由を付して、その旨公表いたします。なお、特定事業に選定されなかった場合は、現在公表されている実施方針の内容でPF事業を行うことはできませんので、違いが生じます。
44	2	1	(1) 7	アの「事業期間」において、設計・建設期間は事業者との正式契約後の平成13年4月からと記述されています。ここでいう設計業務とは、どのような役務の事か。工事進行に伴って発生する軽微な設計変更程度と考えてよいのか。	設計業務とは、VE提案により設計図書に変更を加えることを指しています。
45	3	1	(1) 7	設計・建設期間は平成13年4月～平成15年3月とされているが、これには開発許可、確認申請の期間も含まれているのか。	含まれております。
46	3	1	(1) 7	設計・建設期間が一体で規定されているが、今後、設計期間と建設期間を個別に規定することは検討しているか。	検討しておりません。
47	3	1	(1) 7	平成45年3月の所有権移転の時点で、建物をどのような状態で引き渡せばよいのか。	維持管理要求水準書に示すとおり業務に支障のない状態に保ち、引渡して頂きます。
48	3	1	(1) 8	PFI事業完了時(30年後)の引き渡し条件を指示してほしい。具体的な例を言うければ、設備機器等の更新をして引きと設備機器・システム等の老朽化度合いの程度は特に限定されないのか。すなわち、引き渡し後、すぐに更新が発生してもよいのか。	業務に支障のない状態に保っていただく必要はありません。
49	3	1	(1) 8	事業者が新築する施設に対する借地形態、30年後に所有権を移転するときの方式について、想定されている考え方があれば示してほしい。	借地形態は、使用貸借権の設定を予定しています。その際、事業存続中は、県側からの解除は考えておりません。なお、権利設定について、ご意見がある場合は、ご意見をお寄せください。30年後の所有権の移転は、無償譲渡を予定しています。



## 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
50	3	1	(1)	8) 新築施設はBOT、A棟及び外構は30年間ローン」との記載があるが、この場合、渡り廊下部分は新築施設に属するものとの理解でよいか。	ご質問のとおりです。
51	3	1	(1)	8) 「A棟(改修)および外構」とあるが、外構の範囲は新衛生研究所全体の外構と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
52	3	1	(1)	8) 事業方式に「A棟(改修)及び外構:事業者がA棟及び外構を改修し、県が期間30年間で支払う」と記載されているが、当該改修費用については30年間に延べ払い(確定債権として)で県が支払う考えであるとの理解でよいか。	県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として、一体で支払われます(改修工事費の請求権のみを独立した債権とは考えておりません)。県は、提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しているか否かをモニタリングし、サービスの履行状況を確認のうえ対価を支払います。サービスの履行が要求水準に達しない場合は、サービスの対価は減額されます。なお、モニタリングの方法とサービスの対価の減額方法は入札公告時に公表する条件規定書の中で提示します。
53	3	1	(1)	8) 県が期間30年で支払う」とあるのは、A棟と外構の改修工事費を30年分割払い(確定)で支払うと理解してよいか。	県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として、一体で支払われます(改修工事費の請求権のみを独立した債権とは考えておりません)。県は、提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しているか否かをモニタリングし、サービスの履行状況を確認のうえ対価を支払います。サービスの履行が要求水準に達しない場合は、サービスの対価は減額されます。なお、モニタリングの方法とサービスの対価の減額方法は入札公告時に公表する条件規定書の中で提示します。
54	3	1	(1)	8) 新築施設については、30年後に事業者から県へ所有権を移転するBOT方式を採用することが記載されているが、所有権移転の際の対価について有償無償のどちらで考えているのか。	無償譲渡を予定しています。
55	3	1	(2)	2) リスク分担の確定はいつの時点で行われるものと考えればよいか。	入札公告時に確定します。
56	3	1	(2)	2) の「PFI事業として実施することの定性的評価」とは、具体的にどのような評価方法か。また、他の評価方法との比率はどのように定めるのか。	定性的な評価としては、定量化が困難なリスクの評価や公共サービスの質の向上の評価などがあげられます。この他実施方針のP.3-(2)-2)との評価を加え特定事業の選定を行います。なお、特定事業の選定において、定性的評価とその他の評価との間に比率を設定し評価を行うことはありません。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
57	3	1	(2)	3) 実際、特定事業として選定されなかった場合には、30年間の長期債務負担行為が認められないことになるが、その場合の対応はどうか。	特定事業に選定されなかった場合は、選定されなかった理由を付して、その旨公表いたします。なお、特定事業に選定されなかった場合は、現在公表されている実施方針の内容でPF事業を行うことはできませんので、改めて事業の実施方法について検討します。
58	4	2	(1)	総合評価一般競争入札方式である以上、選定後にネゴを行なう余地が非常に狭まると思われるので、特に30年間にわたる維持管理業務および研究支援業務については、さらに詳細で曖昧性を排除した具体的な要求水準書が県より提示されるものと思うが、そのように考えてよいか。	ご質問のとおりです。意見招請の結果を踏まえ、入札公告時に確定した要求水準書を公表します。実施方針と同時に公表した要求水準書(案)に対して意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、意見招請の際、お寄せください。
59	4	2	(1)	総合評価一般競争入札方式による」とあるので、事前に評価項目、評価点が全て公表され、評点によって優秀提案が決まると理解してよいか。	落札者決定基準については、あらかじめ入札公告時にお示しします。
				外構の範囲は新衛生研究所全体の外構と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
60	7	2	(3)	VE提案書に対して、設計事務所はどのような役割を果たすのか。例えば、設計事務所の意見が事業者選定に反映されるのか。または、全く反映されないのか。	VE提案の審査にあたり設計者として設計事務所の意見を求めます。事業者選定は審査委員会にて行います。
61	7	2	(3)	VE提案書を提出しない場合、そのことを理由に「入札参加資格なし」とされる可能性はあるか。	VE提案書の提出は入札参加資格の要件とはなりません。VE提案は必ずしも行う必要はありません。
62	7	2	(3)	入札参加表明後の資格審査は、実施方針8ページに記載されている応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていれば、すべての応募者がパスすると考えてよいか。それとも、この段階で数グループに絞り込む方針か。	入札説明書に記載する応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていれば、すべての応募者が通過します。絞り込みは行いません。
63	7	2	(3)	資格確認結果の通知は、全応募者に対してなされるのか。	グループ代表者に対して行います。
64	7	2	(3)	資格審査を通過した応募者が提案書の提出を辞退することはできるか。辞退することが可能な場合は、新たに提案書提出対象となる応募者が選定されるのか。	資格審査を通過した応募者が提案書の提出を辞退することは可能です。辞退の手続きについては、入札説明書で提示します。辞退者が出たことによって、新たに提案書提出対象となる応募者が選定されることはありません。
65	7	2	(3)	優秀提案の選定において、次点者選定は行わないのか。また、優秀提案者、次点者との交渉が合意に至らない時は、新たな交渉権者との交渉を再開するのか。	優秀提案者を選定しますが、詳細については、入札公告時にお示しします。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
66	8	2	(4)	「建物等を所有し賃貸する能力」とあるが、具体的にはどのような条件、基準を想定しているのか。	応募者の備えるべき参加資格要件として、グループの代表者が、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の借入れ)に登録していることを求める考えです。詳細は入札説明書で提示します。
67	8	2	(4)	「建物を所有し賃貸する能力」を証明するものとして、県への登録手続きもしくは何らかの証明書の取付等必要な事項はあるのか。	応募者の備えるべき参加資格要件として、グループの代表者が、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の借入れ)に登録していることを求める考えです。詳細は入札説明書で提示します。
68	8	2	(4)	応募者の備えるべき参加資格要件に関して、維持管理会社についての資格要件はあるのか。また、維持管理会社をグループ構成員にはできないのか。	維持管理業務を担う業者について参加資格要件はありません。また、「2(4)1基本的要件」を満たす限り維持管理会社をグループの構成員にすることは可能です。
69	8	2	(4)	「建物等を建設する能力を有する者」以外のグループ構成員として、例えば維持管理業務 研究支援業務を担当する企業や本事業の資金調達においてサポートする金融機関等が想定されるが、これらの企業を参加表明時にグループ構成員として加えるか否かについての判断は、応募者側の裁量に任せるのか。あるいは、8月下旬予定の入札公告において、建物等を建設する能力を有する者」以外にも、例えば「維持管理業務 研究支援業務等」を担当する能力を有する者を明記するよう指定される可能性はあるか。建物等を建設する能力を有する者」以外のグループ構成員の要件として、「基本的要件」と経営的要件」しか示されていないが、8月下旬予定の入札公告において要件が拡大される可能性はあるか。また、グループ代表者の要件も特に示されていないが、8月下旬予定の入札公告において要件が追加される可能性はあるか。資金調達においてサポートする金融機関がグループ構成員となった場合、この金融機関は他のグループが選定された際にそのグループによる資金調達に關与する(例えばシンジケート団の一員としてローンを供与する)ことはできないのか。	2(4)1基本的要件を満たす限り維持管理業務、研究支援業務を担う企業及び資金調達をサポートする企業が、応募グループの一員になることは可能です。意見招請の結果、実施方針で提示した応募者の備えるべき参加資格要件が変更される可能性はあります。(入札参加資格者名簿への登載など)また、資金調達をサポートする企業が応募グループの一員になった場合、その企業は他の応募グループの一員になることはできませんが、事業者選定後は他のグループの資金調達に關与することは可能です。
70	8	2	(4)	詳細については「入札公告」の発表を待つが、現時点で県としては「神奈川県競争入札参加資格者名簿」への登録を応募の要件とする考えを持っているか。	グループの代表者が、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の借入れ)に登録していることを求める考えです。但し、未登録者については、本事業が政府調達協定対象案件となるため、入札公告後の受付期間に登録することが可能です。

## 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答	
71	8	2	(4)	1)	「の本事業の業務に関わっていない者」とは、既存の衛生研究所の業務に関わった者を指すのか。	本事業の業務に関わった者は、以下のとおりです。・(財)日本経済研究所 ・(株)伊藤喜三郎建築研究所
72	8	2	(4)	1)	「に本事業の業務に関わっていない者であること。」と記載されているが、この意味がはっきりしない。具体的な定義を示してほしい。	本事業の業務に関わった者は、以下のとおりです。・(財)日本経済研究所 ・(株)伊藤喜三郎建築研究所
73	8	2	(4)	2)	事業遂行能力に関わる要件に「本事業を円滑に遂行できるだけの安定かつ健全な財務能力を有していること」とあるが、どの指標によって、どのような評価が行われるか。	入札公告時にお示します。
74	8	2	(4)	2)	事業遂行能力に関わる要件の「経営的要件」について、グループ構成員の1社が満たせばよいのか。	事業グループ全体として経営的要件を審査しますので、基準を満たしていない会社が構成員として入っても、代表者等の信用力を持ってカバーすることが可能と考えています。なお、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の借入れ)への登録をもって資格審査に変えることも考えています。
75	8	2	(4)	2)	グループ代表者は、少なくとも事業遂行能力に関わる要件の「経営的要件」を満たす必要があるのか。	経営的な要件については、グループ構成員のすべてが基準を満たしていることが望ましいと考えますが、基準を満たしていない会社が構成員として入っても、他の構成員の信用力を持ってカバーすることが可能と考えています。
76	8	2	(4)	2)	複数者で施工する場合は、代表者が基準を満たしていれば良いもの～と記載があるが、この代表者とは施工の代表者を意味し、事業の代表者(グループ代表者)ではないものとの理解でよいか。	ご質問のとおりです。
77	8	2	(4)	2)	複数者で施工する場合は、代表者が基準を満たしていればよい」とあるが、これは経営事項審査結果の総合評点、ISO9000シリーズ取得、免震評定を受けた建築物の建設実績の各基準において代表者がこれをすべて満たしていれば、施工に携わるその他構成者は何れの条件を満たさなくても参加可能であると解釈してよいか。	ご質問のとおりです。
78	8	2	(4)	2)	事業遂行能力に関わる要件の「建設工事に関する要件」に「ISO9000シリーズを取得していること」となっているが、施工担当の支店が取得していればよいのか。	ISO9000シリーズは施工担当のセクションが取得していることとします。
79	8	2	(4)	2)	建設工事に関する要件における免震評定の建設実績のところ「これに類する建設実績」とあるが、こういった実績をいづかの。また、施工証明が必要なのか。	これに類する建設実績は海外での施工実績を考えています。その証明として、契約書等何らかの判断可能な書類の提出を願います。

# 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
80	9	2 (5)	1)	〔要望事項〕落札者決定基準(評価基準)は一度定めたら、変更することなく遵守していただきたい(不透明な選定プロセスにしないで欲しい)	要望事項として承ります。
81	9	2 (5)	1)	審査委員会にて、・・・なお、審査において次の事項を重視する。 ... ・ ・・・期限までに確実に工事を完工し、... とあるが、どのような評価が行われるのか。	入札公告時に落札者決定基準にて示します。
82	9	2 (5)		県立保健医療福祉大学(仮称)と同様の選定基準及び手順用いられるのか。	入札公告時に落札者決定基準にて示します。
83	9	2 (5)	2)	審査の各項目について比率はどのように定めるのか。	入札公告時に落札者決定基準にて示します。
84	9	2 (5)	2)	第1次審査において、ある程度事業者の数を絞り込むことを考えているか。	入札説明書に記載する応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていれば、すべての応募者が通過します。絞り込みは考えておりません。
85	9	2 (5)	2)	「最も有利なものを選定する」とされているが、第1次審査において評点が高い順に上位応募者(3者程度)に絞り込んだ後、当該応募者のみで第2次審査の提案を行うものと考えてよいか。そのようにすれば、当初より選定される見込みがない応募者にかかる提案書作成の膨大な労力が軽減されると思われるが、県はどのように考えるか。	第1次審査においては、応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていれば、資格確認通知を発送します。第2次審査においては、入札公告時に公表するよう落札者決定基準を基に選定を行います。
86	9	2 (5)	2)	第2次審査において、入札価格とその他の提案内容という記述は、あらゆる提案を出来る限り定量化し、VFM比較において事業者を選定するという意味か。	入札価格及びその他の提案内容を可能な限り定量化し、比較検討した上で事業者を選定します。詳細は、落札者決定基準にて示します。
87	9	2 (5)	2)	第2次審査においては、まずはコストによって上位事業者を選定し、その後提案内容の評価によって優秀提案を選定すると理解してよいか。	入札価格及びその他の提案内容を可能な限り定量化し、比較検討した上で事業者を選定します。詳細は、落札者決定基準にて示します。
88	9	2 (5)	2)	第2次審査・入札価格・その他提案内容(建築、維持管理、研究支援、業務遂行能力)とあるが、上記各項目の選定基準の明示はあるのか。また、事業費(予定価格)の事前公表はあるのか。	入札公告時に、落札者決定基準を示します。また、事業費の事前公表については、検討中です。
89	9	2 (5)	2)	第2次審査において、優秀提案の決定方法(審査プロセス)及び審査項目と各項目に対する配点は事前に公表されると理解してよいか。	入札公告時に落札者決定基準にて示します。
90	9	2 (5)	2)	提案書の第2次審査における入札価格は、そのまま契約条件となるのか。それとも、あくまでも参考的な価格として(審査項目の一つとして)評価されるのか。	選定方法は、総合評価一般競争入札となりますので、入札価格が契約価格となります。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
91	9	2	(5) 2	第2次審査の入札価格とは、提案内容（建築・維持管理・研究支援業務）の総額をさしているのか。	入札価格は契約額を指し、県が民間事業者を支払う事業期間中のサービスに対する対価を指します。
92	9	2	(5) 2	維持管理や研究支援業務に関する創意工夫等は、どの段階でどのように評価されるのか、されないのか。	審査委員会による審査の段階で評価します。具体的には、入札公告時に落札者決定基準のなかで示します。
93	9	2	(5) 2	PFIの基本原則（主義）である客観性、公平性、透明性等を、審査過程においてどのように担保するつもりか。	提案受付前である入札公告時に、審査委員会が決定した落札者決定基準を公表します。提案の審査は、その基準に従って、審査委員会で行います。審査の過程（結果については、事業者選定結果の公表として、VFM評価を明らかにしたうえで、公表します。
94	9	2	(5) 2	審査委員の選定について、どのような基準で選定するのか。	審査委員は、公平性・客観性に配慮しつつ、建設、維持管理、金融、行政実務など本件PFI事業に必要な専門知識を有する学識者等により構成しています。
95	9	2	(5) 2	選定において、県立保健医療福祉大学（仮称）と同様に、最終的には審査委員の投票となることもあり得るのか。	入札公告時に落札者決定基準を公表します。そのなかで、選定方法を提示する予定です。
96	9	2	(5) 3	「優秀提案を行った応募者」とのみ記載されているが、一般的なPFI手法としては優秀提案以外にも佳作提案を選定するものと理解しているが、今回は選定されないのか。	優秀提案者を選定しますが、詳細については、入札公告時にお示しします。
97	9	2	(5)	「VE提案要項」にその提案方法は記載されているが、「VE提案をすること」「VE提案が採用されること」が事業者選定の審査にどのように反映されるのかが判然としない。「事業提案の審査」の前段階で行われる「VE提案の審査」が「事業者選定」の際にどの程度の重みを持つのか教えてほしい。	VE提案は応募者が提供するサービス水準の向上を図るなど、よりよい提案を行うために、県の承諾を得た範囲内で設計図書の一部を変更することをさしております。VE提案審査で採用可とされた時点で応募者は設計図書の一部を変更する権利を得たこととなります。（VE提案の辞退も可能です）。応募者はこの権利を行使して事業提案を行うこととなり、この事業提案の審査が第2次審査となります。詳細については入札公告時に落札者決定基準にて公表する予定です。（別紙 参照）
98	9	2	6	審査の結果を、いつ、どのような形で、どこまで詳細に公表するつもりなのか。	事業者との仮契約後、速やかに、PFI法第8条の規定に従って審査の結果経過を公表します。
				〔要望事項〕優秀提案の発表と同時に、各提案者の提案内容、評点等を、県ホームページやマスコミ紙面を使い公表してほしい。	要望事項として承ります。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
99	9	2	(7)	「本事業において公表及びその他県が必要と認める時には、県は提案書の全部または一部を使用できるものとする。」との記載があるが、これは「採用された提案のみならず、採用されなかった提案についても県が必要と認める時は無償で県は使用できる。」という意味か。	契約に至らなかった事業提案は、県は本事業の公表以外には使用しません。VE提案については、VE提案要領「8 提案内容の保護」に記載のとおりです。
100	10	3	(3)	「サービスの対価」における「サービス」とは、P. 10の1.(1)6)の事業範囲を指し、これらの対価が「サービスの対価」と考えればよいのか。	ご質問のとおりです。(別紙 参照)
101	10	3	(3)	サービス対価の内訳は、大きく分けて設計、建設費+延払金利 30年間の維持管理費 30年間の研究支援業務委託費と理解してよいか。	ご質問のとおりです。(別紙 参照)
102	11	3	(5) 1)	県が実施するモニタリングは、県が費用負担するということか。	ご質問のとおりです。
103	11	3	(5) 1)	新衛生研究所の整備に当たって、敷地周辺住民の反対運動あるいは市の抵抗などはないと考えてよいか。	現状はありません。地元自治会には説明を行い、ご理解を頂いております。
104	11	3	(5) 1)	「の開発許可申請時」において、開発許可申請及び市との事前協議により附帯条件(用地状況他)が出た場合の対応についてはどのように考えているか。	開発許可に関するリスクは原則、県が負担しますが、開発協議の中で、小規模な対応の可能性もありますので、一定限度の範囲内で事業者の負担とすることも考えております。詳細については、茅ヶ崎市と調整をすすめ、入札公告時にお示しします。
105	11	3	(5) 1)	開発許可申請は事業者が行うこととなっているが、建築確認申請の実施主体はどこになるのか。	開発許可及び建築確認申請は事業者に行っていただきます。
106	11	3	(5) 2)	「性能」とは、具体的には何を指すのか。また、「性能が維持されない」場合、当該項目の対価のみが減額されるのか、それとも「サービスの対価」全体から一定割合減額されるのか。	設計図書に記載された建築物及び建築設備の持つべき性能及び維持管理、研究支援業務要求水準書に示される事項を指します。県との契約は全体一体であるので、内容によって区別はされていません。
107	11	3	(5) 2)	今回、県から民間事業者を支払われる対価は、新棟建設に係る割賦代金、維持管理費、研究支援業務委託費、A棟のリニューアル工事の延払い代金、施設維持管理費、研究支援業務委託費から構成されるが、減額規定の対象となっている対価というのはどれをさすのか。	県は、提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しているか否かをモニタリングし、サービスの履行状況を確認のうえ対価を支払います。サービスの履行が要求水準に達しない場合は、サービスの対価は減額されます。減額の対象はサービスの対価全体です。なお、モニタリングの方法とサービスの対価の減額方法は入札公告時に公表する条件規定書の中で提示します。(別紙 参照)

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
108	11	3	(5) 2)	支払を減額される要件として、契約書で定められた性能が維持されていないことが判明した場合」とあるが、県の判断での一方的な減額もありえるのか。また、業者の両者が合意した内容です。減額した、減額される割合等はどのように考えているか。	契約書には性能(要求水準)とそれが達成されない場合の減額方法が規定されます。契約書に規定される以上、県と事業者の両者が合意した内容です。減額の要件・程度については、条件規定書で提示します。
109	11	4	(1)	広域防災活動備蓄倉庫の管理において、施設管理者として室内のセキュリティ対応や資材管理および緊急時の応援対応等を考慮する必要はあるか。県が直接管理するという認識でよいか。	通常室内のセキュリティ対応や資材管理については、維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)に示す内容で対応をお願いします。緊急時の応援対応等についても維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)総則「災害時等の対応」に定めるとおりですが、具体的な内容については入札公告時にお示しします。
110	11	4	(1)	イ)の「防災局所管の広域防災活動備蓄倉庫」については、備蓄倉庫部分の運営は防災局の業務とし、一般的な清掃、建築物保守管理、建築設備保守管理は事業者業務という分担か。	ご質問のとおりです。
111	11	4	(1)	イ)に、A棟の一部を「防災局所轄の広域防災活動備蓄倉庫を整備し、平常時は物資保管～」と記載があるが、整備内容並びに事業者の業務内容を教えてください。	通常室内のセキュリティ対応や資材管理については、維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)に示す内容で対応をお願いします。緊急時の応援対応等についても維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)総則「災害時等の対応」に定めるとおりですが、具体的な内容については入札公告時にお示しします。
112	11	4	(2)	新棟の建設敷地は普通財産となっているが、既存の施設(A棟)の敷地はどうなっているのか。もし、A棟敷地が行政財産であるならば、その地理的な財産区分(すみわけ)はどう処理する予定なのか(ex.分筆等するのか)。	入札公告時に入札説明書でお示しします。
113	11	4	(2)	「普通財産を無償で使うことができる」とあるが、どのような権利設定が出来るのか。	県と事業者との間で、使用貸借を締結します。
114	11	4	(2)	借地権(地上権)の登記をすることは可能か。また、PF事業者が所有する建物への担保権の設定に制約があるのか。	借地権(地上権)の登記はできません。使用貸借権の設定を予定しています。その際、事業存続中は、県側からの解除は考えておりません。なお、権利設定について、ご意見がある場合は、ご意見をお寄せください。建物への担保権の設定には県の承諾が必要です。



1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
115	12	6		修復勧告とあるが、具体的にどのようなことをイメージしているのか。	維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)に定める水準を回復するように期限等を決めて勧告を行うことです。また、事業者の責めに帰すべき事由により事業契約の履行が不能になったときに、協力企業の変更などの要請を行うことがあります。
116	12	6		「契約書中に定めるその事由ごとに責任の所在に応じて修復等の対応を行う。」とあるが、県の債務不履行の場合の措置及び当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置について、現段階での基本的考え方を示してほしい。また、不可抗力により事業の継続が困難となった場合、県及び民間事業者双方は、事業継続の可否につき協議する事が出来るのか、また、この協議において民間事業者は、事業協定を解約することが可能か聞かせてほしい。	一定の事態における対処については、解約を含む条項について当事者間の公平を図るための方法について、入札公告時に公表される条件規定書で提示します。
117	13	7	(1)	県有財産の無償使用は県の裁量でいかにも対応できるものであるから、何らここでいう民間事業者の努力項目ではないのではないか。	ご質問のとおりです。
118	13	7	(1)	ふるさと融資、日本政策投資銀行による融資が仮に受けられた場合、その金額は事業資金の何割程度(或いはいくら程度)のものとなるのか。	制度としては、(財)地域総合整備財団のふるさと融資は当該事業に係る借入額の20%以内(上限26億円)、日本政策投資銀行の低利融資は対象事業費の50%以内を上限としております。なお、日本政策投資銀行の無利子融資については、現状未定です。
119	12	7	(1)	融資機関と直接協定を結ぶ予定はあるか。	融資機関とは直接協定を締結する予定です。
120	13	8	(1)	「債務負担行為の設定に関する議案を平成12年県議会6月定例会に提出予定」とあるが、この債務負担行為について、何に対して、どの範囲までリスクを取る予定なのか、議案が否決された場合はどうするのか、詳細を教えてください(イメージでも結構)。	事業範囲全体に対して債務負担行為を設定する予定です。債務負担行為設定が否決された場合は、手続について再検討します。
121	13	8	(3)	新衛生研究所の整備は、環境アセスメントの対象にならない。」と記載されているが、指定第三者機関による調査・報告の実施要否について教えてください。	環境アセスメントの対象ではありませんが、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針の手続きが必要で、この手続きは県で行いますが、完成後の維持管理における環境測定、報告書作成などは維持管理業務要求水準書(8)環境対策業務に示してあります。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
122	17	1		今回、A棟等は所有権は県に帰属したままでの改修工事費の延払方式、研究棟は当初30年間の所有権を事業者が有するBOT方式と所有形態が異なるため、両債権にかかる事業者のリスクも当然違っており、調達金利も違ってくるはずである。こうしたことから、建物等延払条件付販売業務と建物譲渡特約付建物賃貸業務とは支払いを完全に区別すべきであると考えているが、県はどのように考えているか。	県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として、一体で支払われます(改修費用だけ別個には支払われません)。県は、提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しているか否かをモニタリングし、サービスの履行状況を確認のうえ支払いします。サービスの履行が要求水準に達しない場合は、サービスの対価は減額されます。なお、モニタリングの方法とサービスの対価の減額方法は入札公告時に公表する条件規定書の中で提示します。(別紙 参照)
123	17	1		建物等延払条件付販売業務のなかに外構の改修工事費も含まれていると考えてよいか。	ご質問のとおりです。
124	17	1		それぞれの業務を取り纏めて契約は一つの契約書と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
125	17	1		すべての業務を1本の契約で締結すると理解してよいか。その場合、建物等延払条件付販売業務に基づく割賦金の支払いが、例えば研究支援業務等の不備により減額等のペナルティの影響を受けるのか。	県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として、一体で支払われます。減額の対象はサービスの対価全体です。県は、提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しているか否かをモニタリングし、サービスの履行状況を確認のうえ対価を支払います。サービスの履行が要求水準に達しない場合は、サービスの対価は減額されます。なお、モニタリングの方法とサービスの対価の減額方法は入札公告時に公表する条件規定書の中で提示します。(別紙 参照)
126	17	2		仮契約の具体的内容を示してほしい。契約当事者は、SPCが時間的に未設立の場合、参加表明時の代表企業でも、良いと理解してよいか。	将来的にSPCを設立する場合は、1月下旬に予定している仮契約の相手方は、SPCとなります。
127	18	2		ウ契約期間が長期に渡るが、研究支援業務における人件費等は物価スライド等の見直しを考慮するのか。	維持管理・運営期間中の物価変動リスクの分担は、意見招請の結果を踏まえ決定します。ご意見については、具体的な内容を記載のうえ、お寄せください。(別紙 参照)
128	19	3(1)	2	科学技術の進歩のスピードが非常に速い時代であり、30年の間には新衛生研究所の業務内容が大きく変わることが十二分に予想されるが、このことへの対応はどのように契約等で担保するのか。	業務内容が変化した場合のリスク分担については、県が負うものと考えています。
129	19	3(1)	2	政治・行政リスクにおいて、「PFIの議決契約が得られない場合」とあるが、具体的にはどのような場面が想定されるのか。	PFI事業として成立するためには、契約について県議会に契約議案を提出し、承認を受ける必要がありますが、「PFIの議決契約が得られない場合」には、PFI事業が実施できないこととなります。

# 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答	
130	19	3	(1)	2	許認可リスクについて、設計変更に関わる指導等があった場合のリスクはどちらが分担することになるのか。	原設計に関する設計リスクは県が負担しますが、VE提案部分については事業者に分担していただきます。
131	19	3	(1)	2	税制度リスクにおける法人税及び消費税の変更に関するものは、その負担者がそれぞれ県と事業者に分かれている。双方ともに、行政側の責任範囲とも解釈出来そうだが、負担者の変更はあり得るか。	リスク分担については、契約書で最終的に規定するものですが、法人税は、事業運営上事業者が負担すべき一般的な税制ですので、あえて県が負担すべきものとは考えておりません。現状のリスク分担に意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、意見をお寄せ下さい。
132	19	3	(1)	2	税制度リスクに関して、県は、いわゆる不動産に関する新税についてのリスク分担をその「所有者」に分担させるとの考えを持っているように見受けられるが、民間が所有する建物に関する新税リスクは、それが事業運営上のコスト上昇につながる場合、民間側はサービスの提供先である県にしかそのコストを転嫁する(ことが)出来ない。そのリスクをなぜ民間リスクとしているのか。	ご指摘のとおり、不動産に関する新税のリスクは所有権の区分に従って分担を決めています。現状のリスク分担に意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、意見をお寄せ下さい。
133	19	3	(1)	2	住民対応リスク・環境問題対応リスクについて事業者負担になっているが、その内容を具体的に特定してほしい。	現時点で想定しているのは、建設段階での騒音、振動、埃等に対する苦情の対応や委託事業の遂行に起因する苦情への対応等です。
134	19	3	(1)	2	環境問題リスクに関して、有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、動物舎の悪臭等のリスク負担者は事業者となっているが、設計上の不備や事業内容、用途の変更等が原因で環境問題に発展した場合(即ち事業者サイドに起因しない場合)、このリスクは県が負担すると考えてよいか。	ご質問のとおりです。但し、設計上の不備に関して、VE提案部分については除きます。また、設計上の不備を知り得た場合は、県に速やかに通知してください。
135	19	3	(1)	2	環境問題リスクで有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、動物舎の悪臭に関するものは、事業者が主分担で負担を負うこととなっているが、運営段階における有害物質の排出・漏洩に関してすべてのケースを事業者側が負担するのか。研究業務からの排出や研究業務中の事故などによる排出・漏洩など、研究機関として特有の有害物質の排出・漏洩のリスクが考えられるのではないか。上記のような研究機関側の責めによる有害物質の排出・漏洩が考えられる場合、そのリスクの分担はどのような考えで割り振るのか教えてほしい。	県の責めに帰すべき事由により発生した責任については、県が負担します。それ以外は原則として事業者に負担していただきます。
136	19	3	(1)	2	環境問題リスクについて、研究支援業務ではなく、主として研究業務に起因される環境問題については県のリスク負担とすべきではないか。	実施方針P20リスク分担保 運営管理段階 - 運営リスクのとおりです。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
137	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクには 県に 、事業者 に 」との記載があるが、この「従負担」を示す の具体的内容について現時点で県が考えている範囲でよいので教えてほしい。	フォースマジュールリスクについては、県も事業者も両者ともコントロールできません。本事業が公共事業であることを鑑み県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されるとは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
138	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクは、主分担が 県、従分担が事業者となっているが、主と従の内容を具体的に説明してほしい。	フォースマジュールリスクについては、県も事業者も両者ともコントロールできません。本事業が公共事業であることを鑑み県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されるとは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
139	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクは 県、事業者 とあり は従負担となっているが、その負担割合を県は何%程度と考えているのか。	フォースマジュールリスクについては、県も事業者も両者ともコントロールできません。本事業が公共事業であることを鑑み県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されるとは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
140	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクにおいて、事業者が負担すべき の従分担はどのようなリスクか。	フォースマジュールリスクについては、県も事業者も両者ともコントロールできません。本事業が公共事業であることを鑑み県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されるとは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
141	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクにおいて、民間事業者が (従分担) になっているが、県側として具体的にどのようなリスクを考えているのか聞かせほしい。	フォースマジュールリスクについては、県も事業者も両者ともコントロールできません。本事業が公共事業であることを鑑み県が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されるとは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
142	19	3	(1) 2)	フォースマジュールリスクは、各種保険(地震保険等)により経済合理的なコストでカバーできるものは民間負担、それ以外は県の負担との解釈でよいか。	(保険によりカバーできるものだけが事業者の負担というわけではありません。両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示します。
143	19	3	(1) 2)	測量 調査リスクについて、事業者が実施する内容には何があるか。	工事に伴う周辺家屋調査などが考えられますが、内容は事業者に判断していただきます。
144	19	3	(1) 2)	用地リスクに関して、当該計画地内において資材置き場を確保することは可能か。	敷地内で資材置場としてのスペースは充足できると考えますが、不足する場合のリスクは事業者に負担していただきます。

1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
145	19	3	(1)	2) 用地リスクの「建設に要する資材置場の確保に関するもの」は事業者のリスクとなっておりますが、資材置場等の工所用仮設用地を敷地内に設けることが出来ないという意味か。それとも、建設予定地敷地外に資材置場を設ける必要がある場合には、事業者リスクにおいてその責任を負い、費用負担をするということか。	敷地内で資材置場としてのスペースは充足できると考えますが、不足する場合は事業者が負担していただきます。
146	19	3	(1)	2) 解体リスクを県が負うとはどういうことか。(一般には、解体に関するコストオーバーラン、工期遅延リスク等は民間が負う、PCB含有物など、何らかの処置が必要となると思うが、どのようなリスクを県が負うのか。)	解体リスクとは解体対象建築物にアスベスト含有物が施工されていた場合や、PCB含有物など、何らかの処置が必要な有害物質が発見された場合の処置費用を想定しています。
147	19	3	(1)	2) 施工監理者は県の指名業者である「伊藤喜三郎建築研究所」としてはいる以上、施工監理に関するリスクは県もしくはPF事業者から分離する形で同設計事務所に負担させるべきではないか。	工事監理業務は、事業者が行う業務であることから、発生するリスクは事業者側の負担とします。設計事務所は、工事監理業務に関する責任を負担することになります。(別紙 参照)
148	20	3	(1)	2) 建設段階の物価・金利リスクについて、急激な変動があった場合に限り、県も一部負担すべきと考えるが、いかがか。	建設段階の物価変動、金利変動により入札価格を変更することは考えていません。現状のリスク分担に意見がある場合は、具体的な問題点を記載のうえ、意見をお寄せください。(別紙 参照)
149	20	3	(1)	2) 当初の前提条件を超える使用状況によって修繕費、管理費等のアップが生じた場合については、別途協議できると認識でよいか。	契約で定められた要求水準を超える要求を県がした場合には、両者の協議によりサービスに対する対価の見直しを行うことができます。
150	20	3	(1)	2) 維持管理コストリスクにおいて、県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少のリスク負担者は県と記述されているが、同様の理由により研究支援業務費が変動した場合のリスク負担者も県という認識でよいか。また、維持管理費減少時のリスクが顕在化した場合、具体的にはどのように負担してもらえるのか。	ご質問の通り、県の責めにより研究支援業務費が変動した場合のリスクは県が負担します。但し、大幅な条件変更があった場合(維持管理費減少時のリスクが顕在化した場合)の対応については、条件規定書で提示する方法により対応の協議を行います。
151	20	3	(1)	2) 事故・火災等による「ダメージ」は事業者リスクとされているが、本施設はその用途が研究等を行う特殊なものであることから、所有権が事業者に帰属する研究棟についても、その原因によっては事故・火災等による「ダメージ」リスクを県側が負うことも想定しなければならないと考えるが、いかがか。	研究中の事故等によるダメージについては、県に責めがある場合は、県もリスクを負う場合があります。
152	20	3	(1)	2) A棟の建物所有権は県に帰属するので、事業者はA棟に対しては火災保険や地震特約保険は付保しなくてもよいか。	現在A棟の火災保険は県で付保する方向で検討しています。不可抗力リスクや施設損傷リスクなど、リスク分担表に基づき、事業者が判断していただきます。

## 1 実施方針に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
153	19	3	(1)	2) 試験 研究支援業務リスクは作業員の事故 けがを含めて事業者が主分担にて責任を負うこととなっているが、研究機関の責めによるケースが発生する可能性はないか (例えば感染性の高い実験に使用した注射針の取扱いなどが原因の事故など)。上記のような研究機関側の責めによる研究支援業務のリスクが考えられる場合、そのリスクの分担はどのような考えで割り振るのか教えてほしい。	試験 研究支援業務リスクは基本的には事業者に分担していただきますが、研究中の事故等によるダメージについては、県に責めがある場合は、県もリスクを負う場合があります。
154	20	3	(1)	2) 研究支援業務リスクの中で器具破損リスクは事業者となっているが、費用は研究支援業務費 (実験器具洗浄業務費) に含むと理解してよいか。	ご質問のとおりです。
155	20	3	(1)	2) 防災備蓄倉庫リスクに関して、防災備蓄倉庫における平常時の備蓄品等の維持管理に対する県の実施方針を具体的に聞かせてほしい。	通常の室内のセキュリティ対応や資材管理については、維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(案)に示す内容で対応をお願いします。

# 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針に関する質問への回答

## 2 維持管理要求水準書 (案) に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	2	3	(1)	イ 実験器具洗浄業務、放射線取扱施設保守管理業務、実験動物飼育管理業務は、特に衛生研究所の業務と密接に関係しており、専門性が特に強いと思われるが、具体的な資格や経験、推薦業者（既存業者等）等の指定はあるか。衛生研究所と一体となって業務を行うと思うが、新規管理会社が実施するという点でよいのか。	法定の作業環境測定等にはそれぞれ資格が必要です。支援業務自体には資格は必要ありませんが、それぞれの業務内容、取扱いに精通していることが望ましいと考えています。業者の推薦は行いません。
2	2	4		提供されるサービスは、継続的な形で利用できるように」とあるが、「継続的な形」という文言の具体的な意味を詳細に教えてほしい。	点検等を計画的に行い、故障による中断を最小限にすることをいいます。
3	2	4		「別途定める標準対応時間により対応する」とあるが、これは故障等の各トラブル毎に対応時間を定めるという意味か。	各トラブルごとではなく、業務ごとに定める予定です。
4	2	5		「スタッフは、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。」とあるが、業務毎に統一の制服、バッチ等を着用することと理解してよいのか。	ご質問のとおりです。
5	3	6		設備管理員または警備員が、有事（火災、設備重故障等）の際、研究室、実験室等へ初期消火もしくは応急処置のため立ち入る可能性があるが、その際の立入権限及び安全性の確保に関する取り決めはあるか。	総則「6 非常時の対応」に示すとおりです。現在の衛生研究所の「緊急時の対応」を参考として以下に示します。1 火災報知器のベルが鳴ったときは、受信機の表示窓により現場を確認し直ちに119番へ通報すること 2 盗難等を発見したら直ちに110番通報すること 3 事故の発生や緊急連絡が入った場合は、衛生研究所時間外連絡体系図により関係職員に連絡すること 4 火災が発生したときは、在庁者を安全な場所に避難誘導するとともに、消火器、消火栓等を使用して消防署が到着するまで初期消火に当たること 5 警戒宣言（東海地震）が発せられたことを知ったとき、または大規模地震が発生した場合には直ちに次の初動措置を取ること (1)衛生研究所時間外連絡体系図により関係職員に連絡すること (2)在庁者を安全な場所に避難誘導すること (3)火気使用器具等の安全点検を行う
6	3	10		「別に要求水準等に定める場合を除き、事業者の負担とする」とあるが、「要求水準等に県などの負担費目と定める場合を除き」という意味か。	ご質問のとおりです。

## 2 維持管理要求水準書 (案) に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
7	3	11	(2)	「建築物等の不良箇所の修理」とあるが、後段で記述されている(5)修理との違いを具体的にしてほしい。	同義です。
8	4	(1)	4 (2)	「始業開始前までに」とあるが、これは早朝にゴミ箱等から収集せよという意味か。	始業開始前であれば夜間でも構いません。
9	5	(1)	4、5	日常清掃、定期清掃の実施日、回数等の指定はあるか。平日(月～金の日中)のみの対応でよいか。	要求水準が満たされていれば、回数の指定はありません。また、清掃はできるだけ業務の妨げにならないように実施してください。
10	5	(1)	5	「実験室の清掃にあたっては、あらかじめ衛生研究所長と協議すること」と表記されている。清掃範囲は、特殊な(肝炎ウイルス処理室等)実験室等、すべてを含むのか。また、特殊な条件等があれば教えてほしい。	動物舎、放射線取扱施設等研究支援業務に管理方法が示される部屋及び化学系、生物系安全実験室を除き、すべての部屋を対象とします。定期清掃にあたっては、実施時期等について協議し、安全な状態で行うものとします。また、使用する洗剤、ワックス等使用材料、方法が協議の対象となる部屋があります。
11	6	(1)	7	「衛生研究所は、作業に必要な光熱水費を負担する」とあるが、研究支援業務等に関する光熱水費も同様に考えてよいか。	ご質問のとおりです。
12	6	(1)	7	衛生消耗品の負担は事業者だが、数量の積算に衛生研究所の所員数が必要となる。所員数を教えてほしい。	平成12年4月1日現在職員数 研究職 61人 事務職等 10人 その他 非常勤職員 5人、アルバイト等
13	6	(1)	9	ごみの収集・集積に関して、収集・運搬の除外対象となる廃棄物の種類を教えてください。また、建物外への廃棄物処理については、業務対象外と考えてよいか。	廃棄物・動物の死体等の施設外での処理は県の責務として別途行いますが、施設内での廃棄物等の収集、ごみ置場等への集積及び廃棄業者への引き渡し等の業務は維持管理業務及び研究支援業務の範囲内です。なお、廃薬品については施設内の収集、集積も含め別途県の責務で処理します。
14	6	(1)	9	廃棄物処理業務は今回の業務範囲外と理解してよいか。	廃棄物・動物の死体等の施設外での処理は県の責務として別途行いますが、施設内での廃棄物等の収集、ごみ置場等への集積及び廃棄業者への引き渡し等の業務は維持管理業務及び研究支援業務の範囲内です。なお、廃薬品については施設内の収集、集積も含め別途県の責務で処理します。



2 維持管理要求水準書 (案) に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	6	(1)		研究所内で使用された廃薬品等に係わる廃棄物処理について、県の実施方針を聞かせてほしい。	廃棄物・動物の死体等の施設外での処理は県の責務として別途行いますが、施設内での廃棄物等の収集、ごみ置場等への集積及び廃棄業者への引き渡し等の業務は維持管理業務及び研究支援業務の範囲内です。なお、廃薬品については施設内の収集、集積も含め別途県の責務で処理します。
16	8	(3)	2	「～常に衛生研究所の業務に支障のない状態に保つ業務計画(30年間の保守管理計画)を作成し、実施する。点検等により修理等が必要と判断される場合は、迅速に調査・診断を行い、衛生研究所長と協議のうえ、実施する。」とあるが、既に終了している実施設計業務において長期修繕計画費用等は把握していると判断してよいのか(VE提案を除く)。また、今回提案見積書には長期修繕計画費は含まれないのか。	原設計に対する長期修繕費用は積算しております。入札時には、応募者ごとに必要と考えられる長期修繕計画を立て、費用を見積もって提案に含めてください。
178	9	(3)	22	「30年間の保守管理計画を作成し実施する」とあるが、保守管理には大規模改修も含まれていると解釈してよいのか。	ご質問のとおりです。
189-1		(4)	2	「30年間の保守管理の考え方 点検により修理が必要と判断される場合は、調査・診断を行い、衛生研究所長と日程等を協議のうえ、実施する。」とあるが、既に終了している実施設計業務において長期修繕計画費は把握していると判断して良いのか(VE提案を除く)。また、今回提案見積書には長期修繕計画費は含まれないのか。	原設計に対する長期修繕費用は積算しております。入札時には、応募者ごとに必要と考えられる長期修繕計画を立て、費用を見積もって提案に含めてください。
199-1		3	(1)	「電力供給日誌」とあるが、自家発電あるいは変電設備があるのか。	非常用自家発電装置及び受変電設備があります。
209-2	別紙			空調設備の運転時間について、24h 運転機器とは365日フル稼働という考えでよいのか。	ご質問のとおりです。
219-2	別紙			表の中の「-」は何を意味するのか、要求水準はないということか。	対象設備がないということです。
22	10	(5)	4	運転監視業務計画の作成とあるが、内容はどのようなものか。基本的に実験室で行われる研究に応じて設備機器の運転に関わる要求が研究機関から出され、その要求に対する設備機器のオペレーターの計画を作成するという水準の業務と理解してよいのか。	研究・実験で求められる性能は維持管理要求水準書(設計図書に記載されている性能を含む)で提示のとおりです。これに基づいて運転監視計画を作成していただきます。
23	11	(6)	2	年間保守管理計画の作成とは、単年度の管理計画のみと考えてよいのか。	ご質問のとおりです。

## 2 維持管理要求水準書 (案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
24	12	(7)	3	警備業務を行なう時間は、平日(月～金)の時間外(17:00～8:30)警備および土、日、祝祭日の24時間警備とあるが、平日の時間内については警備業務対象外ということか。	ご質問のとおりです。
25	12	(7)	3	「時間外の警備時間は午後5時から午前8時30分までとする。」とあるが、逆に衛生研究所の定時は平日月～金の8時30分から午後5時までと理解してよいのでしょうか。違う場合は明示してほしい。	ご質問のとおりです。
26	12	(7)	4(1)	警備業務に緊急搬入検体の保管業務が含まれているが、専門的知識がなくても対応は可能か。また、搬入される頻度はどの程度か。	受け取り及び冷蔵庫等への保管または職員への連絡です。専門知識は必要ありません。(頻度は2回/月程度(土・日))
27	13	(8)	1	検査の結果、基準値をクリアしていない時で、原因が衛生研究所の業務にあることが判明した場合は、環境問題リスクは県側の負担となると考えてよいのか。	各除害設備が正常に機能し、かつ研究業務に起因することが明白な場合は県の責務とします。
28	15	(8)	1	作業環境測定において、適切な処置とあるが具体的に示してもらえるのか。	ドラフトチャンバー等の給排気設備の点検を行うほか、衛生研究所長に報告し作業方法の改善を求める等のことです。
29	16	(8)	1	電波障害対策にかかる施設は事業者の所有となっているが、A棟(既存県所有建物)の電波障害に対する管理責任は県側という考えでよいか。	A棟をはじめ、敷地内の建築物に起因する電波障害対策を一括して事業者の責任において行ってください。

# 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針に関する質問への回答

## 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	1	(1)	5	「GLP対応等」とあるがGLPとは何か。	GLP: Good Laboratory Practiceの略で、「適正検査基準」と邦訳され、食品検査の信頼性を確保するために導入されたシステムです。
2	1	(1)	9	実験器具洗浄業務において、緊急に対応が必要な場合は時間外作業を実施するとあるが、費用は別途扱いでよいのか。	ご質問のとおりです。
3	1	(1)	9	「(緊急時の対応) 時間外作業」とあるが、この報酬は別途実費精算となるのか。	ご質問のとおりです。
4	4	(2)	1	「職員給与運搬」が業務範囲に入っているが、給与の運搬については他の自動車運転業務とは別な体制(警備会社への委託等)で実施することは可能と理解してよいのか。また、将来銀行振込に変更する可能性はあるか。	可能ですが、職員も同伴します。また、現在も殆どは銀行振込です。
5	4	(2)	2	自動車運転等業務において、緊急を要する事務連絡等に関しては運転計画とは別に対応するとあるが、費用は別途扱いでよいのか。	時間内でありかつ合計で2台分以内の業務量であれば、費用はサービス対価に含まれることとし、時間外対応等の場合は別途扱いとします。
6	4	(2)	6	「車両を事業者で複数台用意する」とあるが、事前の配車要請書に従って配車すればよいのか。常時、研究所内に配置しておく必要はないと考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
7	4	(2)	6、7	自動車運転等業務において、事業者で用意する車両は複数台となっているが、具体的に何台必要か。また、車両の取得費、維持管理費は事業者負担となっているが、管理費とは別に請求できるのか。	2台を想定しています。費用は、サービスの対価に含まれます。
8	4	(2)	9	「習熟した者」であるかどうかの判断基準を御示してほしい。	要求水準書に示した業務内容が確実に遂行できることを指しています。なお、サンプリング業務補助は、特に技術を要しない範囲での補助業務を想定しています。
9	7	(3)		全般の質問として、設備の追加、法律の改正があればその都度契約条件は見直されると考えてよいのか。	法律の改正についてはご質問のとおりですが、設備の追加については要求水準書に則したものであれば条件の見直しは行いません。
10	7	(3)	1	放射線取扱施設を研究目的で24時間もしくは定時外及び休日の使用するか(24時間体制及び休日の管理が必要となるのか)。	平日定時内の使用を考えています。
11	7	(3)	1	使用予定の放射線同位元素の種類、数量を教えてください。	使用予定の核種を別紙に示します。
12	7	(3)	1	研究に使用される消耗品等は衛生研究所負担なのか事業者負担なのか。どう考えればよいのか。	研究に使用する試薬、器具等々の消耗品類は県の負担です。

### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
13	7(3)		1	保守管理業務に必要な消耗品等は事業者負担と考えるとよいのか。	ご質問のとおりです。
14	7(3)		1	実験器具(試験管、ピーカー、フラスコ等)の再使用の為に洗浄は、基本的には実施しないということではよいのか。もし洗浄して再使用をしたら、管理区域内の作業となる。また、洗浄の精度基準も必要になると思われる(バックグラウンドをどの程度のレベルまでにするか等)。	放射性取扱施設内の器具洗浄は研究支援業務の対象外です。
15	7(3)		1	設備機器の耐用年数の設定は個別に設定するのか。また、耐用年数が過ぎた機器の入れ替え等に要する費用についてどのように考えればよいのか。	設計図書に記載されている設備機器については、保守管理、長期修繕計画の中で対応してください。
16	7(3)		1	科学技術庁への許可申請は、どこが申請し許可を受けるのか。(下記のような付随する関連の届け出、報告やその後の検査等も含めて衛生研究所側が法的な使用者と解釈し、その補助業務が事業者と考えればよいのか) ・第1種放射線取扱主任者の選任及び届け出 ・放射線障害予防規定の届け出 ・放射線管理状況報告書の提出 ・RIの購入、RI廃棄物の引き渡し(費用負担) ・放射線業務従事者の登録、管理	県が申請し、衛生研究所が許可施設となります。ご質問にあるとおり各種付随業務も研究支援業務の範囲となります。RIの購入及びRIの廃棄にかかる費用は県が負担します。
17	7(3)		1	業務従事者のレベルについては基準があるのか(第1種又は第2種放射線取扱主任者、または同等レベルの経験、知識を有するもの等)。	資格要件はありませんが、放射線障害防止法及び放射線に関する知識がある程度必要です。作業環境測定については作業環境測定法に定めがあります。
18	7(3)		1	今後の法令改正等で管理項目、管理基準が変更になり、現行の管理体制又は費用にて対応できないと判断された場合の対処方法はどうか。	リスク分担表の法制度リスクに定められたとおりで、県のリスクとなります。
19	7(3)		2	実験棟R施設の諸室として部屋名と面積が記載されている部屋がすべてと考えてよいのか。それとも、その他にも施設室があるのか。 R 管理室 2 0.7 m <sup>2</sup> 汚染検査室 17.0 m <sup>2</sup> 除染室 3.4 m <sup>2</sup> 廃棄作業室 7.2 m <sup>2</sup> 貯蔵室 11.7 m <sup>2</sup> 廃棄物保管庫 29.7 m <sup>2</sup> 化学系実験室 49.9 m <sup>2</sup> 測定室 1 6.5 m <sup>2</sup> 暗室 7.2 m <sup>2</sup> 生物系実験室	その他に、排気処理室(1F)、R排水処理施設(免震層内)があります。
20	7(3)		2	放射線取扱施設内に感染系施設(P2施設、P3施設)が含まれているのか。	P3レベルの実験室はありません。P2レベルの実験ができる仕様にはなっています。

3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
21	7(3)	2		R 殺与後の実験動物の飼育は行われるのか。また、その飼育管理は衛生研究所で行うということでしょうか。	アイソレータの中での飼育が予定されています。飼育管理は衛生研究所職員が行います。
22	7(3)	3		衛生研究所の放射線業務従事者について、放射線業務従事者管理(教育、訓練講習、健康診断等)は衛生研究所で実施するものと考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
23	7(3)	3(1)		放射線障害防止法に基づく測定はア 表面汚染密度測定 測定地点 1 地点 イ 空間線量当量率測定 測定地点 15地点 ウ 排水中放射能濃度 測定地点 1地点 これらの測定地点はこれでしょうか。測定地点を示した図面等があればいただきたい。また、測定機器の購入は衛生研究所負担と考えてよいのか。	現時点では要求水準書に示したとおり3に計画しておりますが、科学技術庁への衛生研究所放射線障害予防規程の届出の際に決まります。保守管理業務に必要な機器類は研究支援業務の範囲とします。ただし、液体シンチレーションカウンタもしくはガンマ線スペクトロメータは研究業務に支障のない限り研究用機器の使用が可能です。
24	7(3)	3(1)		報告書はどこに提出し、その部数は何部か。(事業者が使用者であるならば、測定の義務は事業者でありその管理及び記録の保存義務も事業者となるので、衛生研究所へは測定結果の控を提出するか、R 管理室で保管されている報告書を閲覧することになるのか)	施設の許可は衛生研究所が受けます。3の「管理業務」(1)に示す報告は衛生研究所長宛です。その他に(7)に示す科学技術庁宛報告書の作成業務があります。
25	7(3)	3(2)		被ばく線量当量管理を行なうための測定機器または測定用具は事業者が選定するのか。	フィルムバッチ等の個人の健康管理は県で行います。
26	7(3)	3(2)		被ばく線量当量管理の対象となる人はどの範囲の人か(研究所 作業員 一時立入者等)。また、その人数はどのくらいの人か。	現衛生研究所では20名が登録されています。
27	7(3)	3(2)		放射線業務従事者の登録は何名を予定しているか。	現衛生研究所では20名が登録されています。
28	7(3)	3(5)		研究室から詰め換え室までのRI廃棄物の集荷 運搬 記録記帳については衛生研究所運営と考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
29	7(3)	3(5)		RI廃棄物の発生量はどの程度を想定しているか(RI協会からの廃棄物集荷は1回 / 1年程度と想定して計画したいと思うが、いかがか)。	ご質問のとおりです。
30	7(3)	3(5)		RI廃棄物の集荷料金は誰の負担となるのか。	県の負担と考えています。
31	8(3)	5		フィルター交換は1回 / 3年となっているが、使用時間、空調環境等によりその寿命が短くなることも考えられる。その対応はどのように考えればよいのか。また、交換用のフィルターは事業者負担となるのか。	標準的な使用として示しました。ご指摘の通り使用方法によりフィルターの寿命は長くも短くもなります。交換用フィルターの購入は研究支援業務の範囲です。

### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
32	9 (3)	7		<p>空气中放射性物質濃度について測定地点は2地点になっている。電離放射線障害防止規則では放射性物質取扱作業室を測定することになっているので、もう少し測定地点が多くなるような気がするが、いかがか。(例)除染室、廃棄作業室、化学系実験室、暗室、生物系実験室、恒温実験室等</p>	<p>現時点では要求水準書に示したとおり に計画しておりますが、科学技術庁への衛生研究所放射線障害予防規程の届出の際に決まります。</p>
33	9 (3)	7		<p>空气中放射性物質濃度 採取方法 エアサンプラー (H-13、C-14を使用する場合、別途補集装置が必要となる。)測定方法 (上記サンプルを測定する場合、液体シンレーションカウンタと線外モニターが必要になる。)上記方法を計画する上で、使用予定核種を教えてください。</p>	<p>使用予定核種の一覧を別紙 で示します。</p>
34	10 (4)			<p>全般の質問として、動物の種類、数、設備の追加などがあればその都度契約条件は見直されると考えてよいのか。</p>	<p>契約条件の変更事由及びその取扱いについては、条件規定書にてお示しします。</p>
35	11 (4)			<p>研究所内で区分けされた床敷等の廃棄物 動物死体等に係わる廃棄物処理について、県の実施方針を聞かせてほしい。</p>	<p>県が別途処理します。</p>
36	10 (4)	1		<p>飼育器材の設置について機器の耐用年数経過後に新規入替えの必要が生じた時、その費用の支払方法はどのように考えたらよいのか。</p>	<p>設計図書に示された設備機器の更新は、研究支援業務の範囲とします。</p>
37	10 (4)	1		<p>機器の使用部品において製造中止等、修復に困難をきたす事態が生じた時、また交換部品の在庫負担等の費用についてはどのように考えたらよいのか。</p>	<p>設計図書に示された設備機器の更新は、研究支援業務の範囲とします。</p>
38	10 (4)	1		<p>機器の維持管理期間について、研究頻度によって耐用年数が異なるものの研究に使用される消耗品の費用は衛生研究所の負担と考えるとよいのか。</p>	<p>設計図書に示された設備機器の保守管理に必要な消耗品類は研究支援業務の範囲です。</p>
39	10 (4)	1		<p>飼育用消耗品(餌、消毒液、器材等)は衛生研究所の負担と考えるとよいのか。また、消耗品の項目と耐用年数はどのように考えたらよいのか。</p>	<p>餌は県の負担で購入します。消耗品(消毒液、器材等)は事業者負担していただきます。また、その項目及び耐用年数は事業者設定していただきます。</p>
40	10 (4)	1		<p>研究施設内の滅菌作業(ホルマリンくん蒸作業等)は別途項目と考えるとよいのか。</p>	<p>研究支援業務の範囲とします。</p>
41	10 (4)	1		<p>設計図面を見ると鳩の飼育施設があるが、飼育動物の中には鳩も含まれるのか。</p>	<p>鳩を飼育する予定はありません。</p>
42	11 (4)	4 (2)		<p>井の「清掃消毒洗浄方法」について、ラックシャワー、ケージワッシャー等の自動化機器を採用しないと考えるとよいのか。</p>	<p>設計図書にお示したとおりです。</p>

### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
43	11	(4)	6	管理責任者を配置する」とあるが、資格、専門の専攻あるいは業務経験などが必要であるか。	(社)日本実験動物協会が開催する「実験動物技術研修会 - 日常の管理」と同等以上の内容の講習を受けた者又は同等以上の知識のある者を想定しています。
44	11	(4)	6	知識を有する管理責任者」であるかどうかの判断基準を御示してほしい。	(社)日本実験動物協会が開催する「実験動物技術研修会 - 日常の管理」と同等以上の内容の講習を受けた者又は同等以上の知識のある者を想定しています。
45	13	(5)		既存の研究所でもLAN 情報システムが運用されているようだが、既存システムおよびソフトは破棄し、すべて全く新しいものに変えるという考えか。	現衛生研究所には導入されていないため、新規に導入するものです。
46	13	(5)		交換機、電話機、LAN機器、PC、クライアント用ソフトウェアなどは、すべて新規に調達するのか。また、現在利用中のもので移設するものはあるか。	すべて新設です。
47	13	(5)		LANは、一般的なイーサネットのTCP/IP型(インターネット型)と考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
48	13	(5)		研究に使用する実験機器、測定機器なども運用する「LAN 情報システム」に含まれるか。	新棟(研究棟)に設置する計測機器等もLANに接続しますが、委託の範囲は、研究支援業務要求水準書(案)別紙「部屋別LAN送付ファイル容量及び頻度」に示した各部屋のコネクターの設置までです。
49	13	(5)		LAN 情報システム運用業務の中にその設置すべき機器に関する情報が記載されているが、30年間という長期間の事業の中で、耐用年数が比較的短いシステム機器に関して、その更新に係るリスクは県・民間のどちらが負担するべきと考えているか。また、システム機器に関しては「稼働可能」であっても「技術革新により陳腐化」することが十分に予想される。このリスク負担についてはどのように考えているか。	事業者が負担するべきと考えています。
50	13	(5)		LAN・情報システム運用業務において、機器、ソフト等はすべて事業者負担とし県にリ-スすることとなっているが、情報管理や機器の取扱い等に関する管理上の責任区分はどのように考えているか。すべて事業者の責任になるのか。	情報管理については、県、機器の管理上の責任は特別の事由がない限り事業者とします。

### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
51	13	(5)		県が整備を予定している保健情報システムとの連携を図る。」とあるが、このシステムの概要を教えてほしい。保健情報システム整備のスケジュール及びシステム整備の受託者が現時点で決まっていれば、その内容(スケジュール・受託企業名)を、決まっていなければ決定時期の予定について教えてほしい。	現在は個別システム・汎用コンピュータまたは手処理で運用している県衛生部の所掌事務について、新たに情報システムを構築し、新衛生研究所に設置するメインサーバと、保健福祉事務所、県庁、その他県出先機関を、県の行政情報ネットワークを介して接続し、データの自動更新、データの共有化を図るものです。現在開発中のものを含め、平成15年度にシステム稼働、運営、保守等を全面開始する予定です。システムの処理対象業務及び整備スケジュールは、現段階では以下の予定です。 (平成12年度)衛生統計処理、食品衛生管理のシステム開発 (平成13・14年度)衛生部試験免許処理、資料情報の管理、特定疾患等医療給付、環境衛生許認可等のシステム開発等を予定。 (平成15年度)衛生研究所の移転に伴い全面稼働、システム運営 個別システムごとの受託者は、未定です。平成12年度分については、6月中に決定する予定です。
52	13	(5)	1	県が整備を予定している保健情報システムとはいつ構築される予定か。また、このシステムとの「連携」とあるが、具体的にはどのようなものなのか(単なる接続か)。	構築予定は前問の回答のとおりです。連携とは、単なる接続です。
53	13	(5)	2	整備するシステム(事務支援、研究支援、試薬管理、図書管理)とは、新たにアプリケーションを構築するのか。または現在のシステムを移転するのか。	新たに導入するものです。
54	13	(5)	3	システム運用とは、システムの安定的な稼働環境を提供することであり、システムの利用支援(ワープロの利用講習、掲示板の書き込み内容のメンテナンス、フォーラムの運営、スケジュールデータの投入、電話帳データの投入・メンテ)は含まないと考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
55	13	(5)	3	ハードウェアの整備および保守管理が業務範囲で、ソフトウェアは範囲外と考えるとよいのか?また、ハードウェアの機種選定は事業者の判断と考えるとよいのか?	要求水準書に示すソフトウェアを含みます。機種に関する要求は、要求水準書のとおりです。ワープロソフト等の汎用ソフトについては県全体の仕様と整合性を保ってください。
56	13	(5)	4	機器及びソフトの更新は、一般の情報機器リース期間の4年をメドに更新すると考えるとよいのか。	陳腐化しない程度の期間で提案してください。



### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
57	13	(5)	4	機器およびソフトのメンテナンスは、陳腐化等が生じないよう必要に応じ更新を行う」とあるが、技術革新も含めた30年間の費用を提出することになるのか。即ち、技術革新のリスクはすべて事業者が負担することになるのか。	陳腐化しない程度の期間で提案してください。
58	13	(5)	4、5	情報システム機器については、事業者で所有し、県はフルメンテナンスリースを受けるとのことであるが、ここで言うリースとはいわゆるファイナンスリースのものと解釈してよいか。すなわち、陳腐化等が生じないよう必要に応じ更新を行うとの要求に基づき、リース期間途中で機器を更新した場合、更新前の機器にかかる中途解約損害金は別途支払ってもらえると考えてよいか。	フルメンテナンスでリースを受けるとは、ご質問にあるファイナンスリースのことではなく、県は要求水準書に定められた機器及びソフトのサービスの提供をフルメンテナンスで受けということです。また、県は、実施方針で提示した業務にかかるサービスを一体で購入し、その対価を支払うため、県と事業者との間で各業務について「解約」損害金を支払うことはしません。
59	13	(5)	5	リース期間及びリース料の考え方を教えてください。	リース期間は30年間です。県から事業者への支払は、提供されたサービスに対する対価として一体で支払われます。リース料として別個には支払いません。(別紙 参照)
60	13	(5)	5	機器及びソフトは「事業者所有で県にリース」とあるが、事業者所有とは購入を義務づけることか。事業者がリース業者からリースする、または県が直接リースすることも可能か。	「全て事業者の所有とし」とありますが、県が所有しないという意味です。また、県が直接リースを受けることはありません。
61	13	(5)	5	サーバー等の機器及びソフトの調達はフルメンテリースということであるが、その部分の債権を分離することは可能か。	フルメンテリースリースの債権を分離するとすると、当該部分に限ってのリース料を第三者に譲渡・処分することを前提としているように考えられますが、県としては実施方針に記載のサービスに関する債権は一体と考えており、一部のみを処分されることは予定しておりません。また債権譲渡・処分自体も県の承認事項と考えております。
62	14	(6)	1	職員の利用者数・利用頻度・時間帯について教えてください(管理員配置計画上、必要となる為)。	・利用者数 約60名 利用頻度 約6名 / 1日 時間帯 原則勤務時間内です。
63	14	(6)	4	既存の図書情報閲覧室の図書についてはまったくデータベースは作られていないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
64	14	(6)	4、5	図書情報閲覧室維持管理業務において、維持管理費で見込む図書移転業務およびデータベース構築は初年度のみ発生する管理費という考えでよいか。また、検索システム機器、ソフト等は事業者所有となっているが、新設費および将来のシステム更新費等は別途請求できるのか。	研究支援業務の範囲です。

### 3 研究支援業務要求水準書(案)に関する質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
65	14	(6)	5	図書情報閲覧室維持管理業務において、検索システム機器、ソフトは事業者所有となっているが、機器の取扱い等に関する管理上の責任区分はどのように考えているか。すべて事業者の責任になるのか。	ご質問のとおりです。
66	15	(7)	1	直通電話にした方が効率的と思われるが、あえて電話交換業務を実施する理由はなにか。	県民の方からの問合せの便宜を考慮したためです。
67	15	(7)	6	電話交換業務に必要な資機材は事業者負担となっているが、新設費および将来の更新費等は別途請求できるのか。	研究支援業務の範囲です。
68	15	(7)	6	必要な資器材が事業者の負担ということは、30年間の機器更新および技術革新リスクはすべて事業者負担ということになるのか。	ご質問のとおりです。
69				A棟6階に既設の厨房があり改修工事図面においても厨房となっているが、このまま使用されるのか。使用されるとすれば、研究支援業務として運営管理が必要なのか。	厨房の使用は考えていません。

## 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針に関する質問への回答

### 4 実施方針の質問の中で出された、V E 提案要領についての質問

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
301				VE提案に関する責任及び保証について「VE提案による設計変更の際の品質保証および費用負担は一切提案者が負う」、また「VE提案が実行不可能となり県が損害を被った場合は損害賠償請求をする場合がある」とあるが、提案責任がかなり重いため、想定される費用負担や補償の範囲等について具体的な考えを教えてほしい。(例えば)・原設計のコストとVE提案によりコストのアップ分の負担をするのか・VEによるコスト削減効果の保証をするのか(具体的には水道光熱費等の削減期待額の差額を差し入れるなど)・考えられる損害請求のケース等	VE提案要領に関する質問で回答します。
302				VE提案審査と入札資格審査が同時に行なわれるのはなぜか。	VE提案要領に関する質問で回答します。
303				VE提案審査基準と提案書審査基準との関係はどうなっているのか(実施方針9ページの審査に関する事項にVE部分は含まれているのか)。	VE提案要領に関する質問で回答します。
304				VE提案基準についても、公平性 透明性 客観性ある評価基準が示されるのか。	VE提案要領に関する質問で回答します。
305				様式3-4に関して、より効果的なライフサイクルコストの縮減、VFMの達成を考えれば、一つの提案書としてまとめるべきと考えるが、VEと提案書提出が分離されているがなぜか。	VE提案要領に関する質問で回答します。
306				VE提案で示したコスト縮減効果は、必ず提案書提出内容と一致しなければならないのか。	VE提案要領に関する質問で回答します。

## 県から事業者を支払うサービスの対価についての考え方

### 実施方針記載事項

#### 3.(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等 (P10)

県は、契約の条項に従い提供されるサービスの対価を支払う。また、サービスの対価に係るリスク分担及びペナルティの考え方については、意見招請の結果を踏まえ入札説明書において提示する。

#### (5) 支払の減額等 (P11)

契約書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払の減額等を行う。

#### 3.(1)2) 予想されるリスクと責任分担表 (P19 ~ 20)

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
			県	事業者	
建設段階	物価リスク	インフレ・デフレ			
	金利リスク	金利の変動			
維持管理段階	物価リスク	インフレ・デフレ			注
	金利リスク	金利の変動			注

凡例：負担者 主分担

注 物価リスク、金利リスクの分担については、サービスの対価の支払い方法により決定します。サービスの対価の支払方法については、意見招請の結果を踏まえ決定します。

### 1 サービスの対価について

事業者から提供されるサービスは一体不可分です

本事業がPFI事業であることから、設計（変更）から維持管理・研究支援業務までを事業者の責任で、一括で提供していただきます（事業者には、実施方針「1.(1)6)事業の範囲」(P1)に記載の業務内容に係る全てのサービスを一体で提供していただきます）。

事業者からは、建設サービス、改修サービス、維持管理サービス、研究支援サービスのよう  
に別個にサービスを提供していただくのではなく、全サービスを一体として提供していただきます。

県から事業者へ支払うサービスの対価は一体不可分です

事業者から提供されるサービスは一体であるため、県は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体で支払います。（建設費、改修費、維持管理費、研究支援業務費のように別個には支払いません。）

事業者の県に対する支払請求権（債権）は一体不可分です

事業者のサービス提供（債務）が一体不可分であるため、県に対する支払請求権（債権）も一体不可分です。（事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理してください）

### 2 サービスの対価の改定について

建設期間中に、サービスの対価の改定は行いません

建設期間中の金利リスク、物価リスクは事業者の負担としているため、建設期間中にサービスの対価の改定は行いません。

維持管理、運営期間中のサービスの対価の改定方法は、意見招請の結果を踏まえ、入札公告時に提示します

維持管理、運営期間中の金利リスク、物価リスクの分担は、意見招請の結果を踏まえ、決定します。意見招請時に、サービスの対価の改定方法について、具体的な意見をお寄せください。

### 3 サービスの対価の支払い時期について

年2回の支払いを予定しています

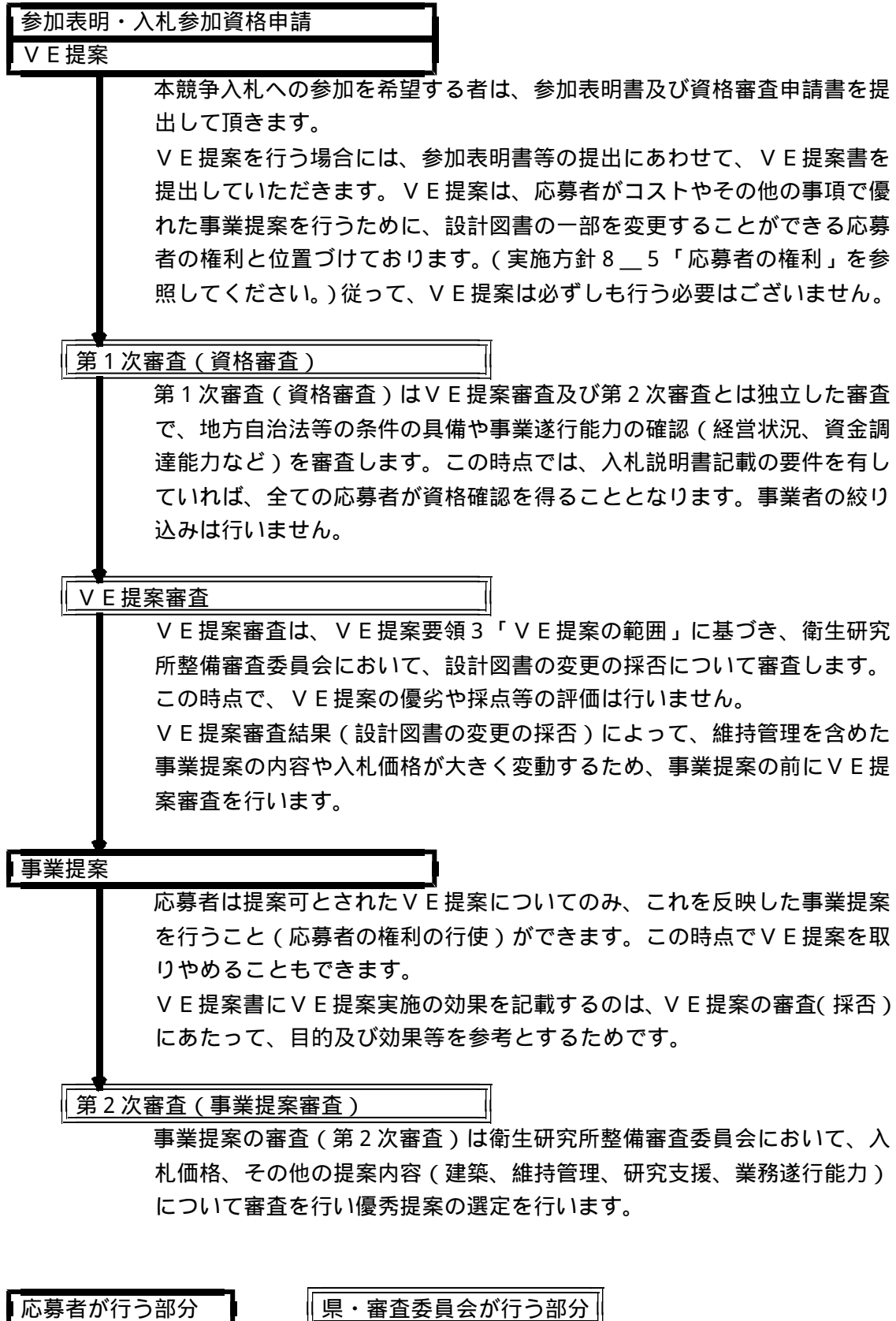
### 4 サービスの対価の減額等について

県はモニタリングを実施し、事業者から提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しない場合は、サービスの対価の減額等を行います

サービスの対価は一体不可分であるため、減額等の対象はサービスの対価全体です

モニタリングの方法及びサービスの対価の減額等の方法は入札公告時に公表される条件規定書で提示します

## 事業者の審査・選定手順について ( V E 提案審査と事業審査の関係について )



## 設計事務所の役割 (工事監理業務の範囲及びその責任等について)

本件事業において、工事監理業務は事業者が行う事業の範囲としております。

工事監理とは、設計意図を施工者に的確に伝達し、施工図等を検討するなかで設計意図の具体化を行うこととの考えから、工事監理業務の委託先として設計業務を担当した設計事務所を指定しました。

設計事務所は、工事監理業務のみを行いますので、SPCへの出資やその構成員となることはございません。

工事監理業務の内容は、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会の四会連合協定・建築監理業務委託書に示された業務とします。

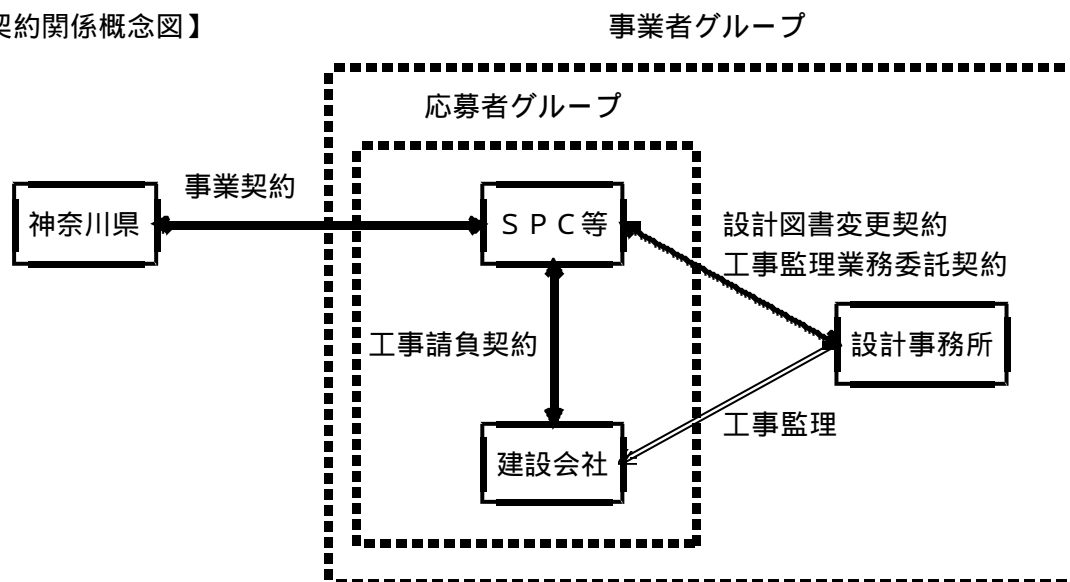
事業者と設計事務所の委託契約は四会連合協定・建築監理業務委託契約約款によることとします。

工事監理費については、県よりその費用を提示しますので、入札価格に反映してください。設計事務所への支払いは、工事完成までにお支払いください。(年度末出来高払い1回を含みます。)

工事監理業務は事業者が行う事業であることから、発生するリスクは事業者の負担としております。設計事務所は工事監理業務に関する一切の( )責任を負担することとします。

また、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、設計事務所において設計図書の変更を行います。

【契約関係概念図】



( )平成12年6月15日に修正しました。

## 使用施設の使用数量

使用区分：一般実験系

(1/1)

核種	群	物理的状态	化学形	年間使用数量 (MBq)	3月間使用数量 (MBq)	1日最大使用数量 (MBq)
<sup>90</sup> Sr	1	液体	すべての化合物	40.0	10.0	0.2
<sup>22</sup> Na	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>57</sup> Co	2	液体	すべての化合物	20.0	5.0	2.0
<sup>58</sup> Co	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>60</sup> Co	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>85</sup> Sr	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
<sup>88</sup> Y	2	液体	すべての化合物	20.0	5.0	2.0
<sup>109</sup> Cd	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>113</sup> Sn	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
<sup>125</sup> I	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	4.0
<sup>134</sup> Cs	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>137</sup> Cs	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
<sup>139</sup> Ce	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	10.0
<sup>144</sup> Ce	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>152</sup> Eu	2	液体	すべての化合物	5.0	2.0	1.0
<sup>203</sup> Hg	2	液体	すべての化合物	400.0	100.0	10.0
<sup>24</sup> Na	3	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>32</sup> P	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	20.0
<sup>35</sup> S	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0
<sup>76</sup> As	3	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0
<sup>131</sup> I	3	液体	すべての化合物	1000.0	200.0	10.0
<sup>3</sup> H	4	液体	すべての化合物	2400.0	600.0	100.0
<sup>14</sup> C	4	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0
<sup>51</sup> Cr	4	液体	すべての化合物	40.0	10.0	4.0

群別	第1群	第2群	第3群	第4群
1日最大使用数量の合計	0.2 MBq	78 MBq	78 MBq	144 MBq
群別1日最大使用数量	0.2 MBq	78 MBq	78 MBq	144 MBq
使用の場所	化学系実験室, 生物系実験室, 測定室			

## 使用施設の使用数量

使用区分：暗室系（一般実験系の内数）

（1 / 1）

核 種	群	物 理 的 状 態	化 学 形	年間使用数量 (MBq)	3 月間使用数量 (MBq)	1 日最大使用数量 (MBq)
$^{125}\text{I}$	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	4.0
$^{137}\text{Cs}$	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
$^{32}\text{P}$	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	20.0
$^{35}\text{S}$	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0
$^3\text{H}$	4	液体	すべての化合物	2400.0	600.0	100.0
$^{14}\text{C}$	4	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
1 日最大使用数量の合計	0 MBq	9 MBq	60 MBq	140 MBq
群別 1 日最大使用数量	0 MBq	9 MBq	60 MBq	140 MBq
使用 の 場 所	暗室			



## 使用施設の使用数量

使用区分：動物実験系（一般実験系の内数）

（1 / 1）

核 種	群	物 理 的 状 態	化 学 形	年間使用数量 (MBq)	3 月間使用数量 (MBq)	1 日最大使用数量 (MBq)
<sup>125</sup> I	2	液体	すべての化合物	200.0	50.0	4.0
<sup>137</sup> Cs	2	液体	すべての化合物	40.0	10.0	5.0
<sup>32</sup> P	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	20.0
<sup>35</sup> S	3	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0
<sup>3</sup> H	4	液体	すべての化合物	2400.0	600.0	100.0
<sup>14</sup> C	4	液体	すべての化合物	2000.0	500.0	40.0

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
1 日最大使用数量の合計	0 MBq	9 MBq	60 MBq	140 MBq
群別 1 日最大使用数量	0 MBq	9 MBq	60 MBq	140 MBq
使 用 の 場 所	恒温実験室			

## 貯蔵施設の貯蔵能力

貯蔵室

(1/1)

核 種	群	特定核種に係る貯蔵能力
$^{90}\text{Sr}$	1	40.0 MBq
$^{22}\text{Na}$	2	40.0 MBq
$^{57}\text{Co}$	2	20.0 MBq
$^{58}\text{Co}$	2	40.0 MBq
$^{60}\text{Co}$	2	40.0 MBq
$^{85}\text{Sr}$	2	40.0 MBq
$^{88}\text{Y}$	2	20.0 MBq
$^{109}\text{Cd}$	2	40.0 MBq
$^{113}\text{Sn}$	2	40.0 MBq
$^{125}\text{I}$	2	200.0 MBq
$^{134}\text{Cs}$	2	40.0 MBq
$^{137}\text{Cs}$	2	40.0 MBq
$^{139}\text{Ce}$	2	40.0 MBq
$^{144}\text{Ce}$	2	40.0 MBq
$^{152}\text{Eu}$	2	5.0 MBq
$^{203}\text{Hg}$	2	400.0 MBq
$^{24}\text{Na}$	3	40.0 MBq
$^{32}\text{P}$	3	2000.0 MBq
$^{35}\text{S}$	3	2000.0 MBq
$^{76}\text{As}$	3	40.0 MBq
$^{131}\text{I}$	3	1000.0 MBq
$^3\text{H}$	4	2400.0 MBq
$^{14}\text{C}$	4	2000.0 MBq
$^{51}\text{Cr}$	4	40.0 MBq

群 別	第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群	第 1 群換算
合 計	40 MBq	1045 MBq	5080 MBq	4440 MBq	199.74 MBq

# 神奈川県衛生研究所等施設整備等事業 V E 提案要領等に関する質問への回答

平成 1 2 年 6 月 1 4 日

神奈川県

## 凡 例

- ・平成 1 2 年 5 月 2 4 日から 2 6 日に受け付けた、神奈川県衛生研究所等施設整備等事業 V E 提案要領に関する質問への回答を、項目順に整理して記述してあります。
- ・回答は、現時点の考えを示したものであり、意見招請等により変更する可能性があります。最終的には、入札公告時に確定します。
- ・V E 提案範囲に関する質問は、基本的に質問者のみに回答していますが、一般的な事項については、この回答の中でお答えしています。
- ・実施方針に関する質問中、V E 提案要領に関するものは、こちらで回答しました。

## VE 提案要領に関する回答

神奈川県衛生部

No	質問事項	回答
1	<p>VE 提案に関する責任及び保証について「VE 提案による設計変更の際の品質保証および費用負担は一切提案者が負う」、また「VE 提案が実行不可能となり県が損害を被った場合は損害賠償請求をする場合がある」とありますが、提案責任がかなり重いため、想定される費用負担や補償の範囲等について具体的な考えを教えてください。</p> <p>(例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原設計のコストとVE 提案によりコストのアップ分の負担をするのか</li> <li>・VE によるコスト削減効果の保証をするのか(具体的には水道光熱費等の削減期待額の差額を差し入れるなど)</li> <li>・考えられる損害請求のケース等</li> </ul>	<p>VE 提案の責任は提案者に負担していただきます。VE 提案によるコスト増は入札価格に反映してください。VE 提案のリスクの考え方は入札公告時にお示しします。</p>
2	<p>VE 提案審査と入札資格審査が同時に行なわれるのはなぜか。</p>	<p>別紙 「事業者の審査・選定手順について」を参照してください。</p>
3	<p>VE 提案審査基準と提案書審査基準との関係はどうなっているのか(実施方針9ページの審査に関する事項にVE 部分は含まれているのか)。</p>	<p>別紙 「事業者の審査・選定手順について」を参照してください。</p>
4	<p>VE 提案基準についても、公平性・透明性・客観性ある評価基準が示されるのか。</p>	<p>VE 提案の範囲については、VE 提案要領3 VE 提案の範囲でお示した9項目の基準のとおりです。応募者から提出されたVE 提案は、その提案がVE 提案の範囲に合致しているかどうかを衛生研究所整備審査委員会において審査します。VE 提案の内容については、事業提案審査の際にその他の項目とあわせて審査委員会において審査を行います。その際の落札者決定基準については入札公告時にお示しします。</p>
5	<p>「VE 提案」10頁様式3-4に関して、より効果的なライフサイクルコストの縮減、VFMの達成を考えれば、一つの提案書としてまとめるべきと考えるが、VE と提案書提出が分離されているがなぜか。</p>	<p>別紙 「事業者の審査・選定手順について」を参照してください。</p>
6	<p>VE 提案で示したコスト縮減効果は、必ず提案書提出内容と一致しなければならないのか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
7	<p>「VE 提案要領に関する質問(様式1)」が、受付平成12年5月24日(水)~5月26日(金) 受付9月上旬予定となっているが、9月上旬予定の質問は改めてVE 提案要領が公表されるのか。</p>	<p>入札公告時に、入札説明書の一部として、VE 提案要領を公告します。</p>
8	<p>「VE 提案範囲に関する質問(様式2)」が、受付平成12年5月24日(水)~5月26日(金) 受付9月上旬予定となっているが、9月上旬予定の質問は改めてVE 提案範囲が公表されるのか。</p>	<p>入札公告時に、入札説明書の一部として、VE 提案要領を公告します。</p>

9	審査に関して、「V E 提案は衛生研究所整備審査委員会において、内容の適否について審査を行なう。」とあるが、どのような基準をもって、どのような手段で適否を決めるのか教えてほしい。	V E 提案の範囲については、V E 提案要領3 V E 提案の範囲でお示した9項目の基準のとおりです。応募者から提出されたV E 提案は、その提案がV E 提案の範囲に合致しているかどうかを衛生研究所整備審査委員会において審査します。V E 提案の内容については、事業提案審査の際にその他の項目とあわせて審査委員会において審査を行います。その際の落札者決定基準については入札公告時にお示しします。
10	提案内容の保護に関して、「V E 提案は、審査の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態と県が判断した場合には、県は無償で使用できる」とあるが、当該提案をした応募者に対しては、審査結果書にて『応募者に対しては否であるが、県は使用する』旨通知すべきと考える。県の考えを教えてください。	採用されなかったV E 提案は、本件事業には使用しません。「他の事業において、その部分が一般的に使用されている状態」と、県が文書その他のもので合理的に判断した場合には、県は無償で使用できるものとしております。
11	提案内容の保護に関して、「V E 提案は、審査の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態と県が判断した場合には、県は無償で使用できる」とあるが、優秀提案の事業者に対して、県は他のV E 提案の良い部分を無償で使用させることが出来るようにもとれるが、真意を教えてください。	採用されなかったV E 提案は、本件事業には使用しません。他の事業において、「その部分が一般的に使用されている状態と、県が文書その他のもので合理的に判断した場合には、県は無償で使用できるもの」としております。
12	各社の質問事項と回答はすべて開示できるのか教えてください。	V E 提案要領に関する質問は全て開示します。V E 提案範囲に関する質問は応募者のノウハウ及び技術力と密接に関連する部分が多いことから、これを保護するために、質問者に対してのみ回答し、非公開とします。
13	品質保証（責任の所在）に関して、「品質保証及び発生する費用負担など一切の責任は提案者が負うものとする。」とあるが、発生する費用負担とは具体的に何を想定しているのか教えてください。	当該V E 提案の実施に際して、予想外の事態が発生し、その処理のために発生する費用等を想定しています。
14	品質保証（責任の所在）に関して、「県がV E 提案を適正と認めることにより、提案者の責任が軽減されるものではありません。」とあるが、県がV E 提案を適性と認めることは、採用したV E 提案の品質を県が認めることだと思います。従って、V E 提案審査にあたっては、県が品質を保証出来ると判断する提案を採用すべきであり、採用したV E 提案は原設計図書と同様に県が保証すべきと考えるが、県の考えを教えてください。	V E 提案の責任は提案者に負担していただきます。
15	「事業者がV E 提案による設計図書の変更を行おうとする場合、…。なお、それに要する費用は、応募者の負担とし、その金額は県より指示する。」とあるが、その費用は提案時に1つの費目として計上してよいのか。	ご質問のとおりです。
16	「事業者がV E 提案による設計図書の変更を行おうとする場合、…。なお、それに要する費用は、応募者の負担とし、その金額は県より指示する。」とあるが、『県より指示される金額』は設計事務所に対して強制力があると考えてよいのか、教えてください。	ご質問のとおりです。

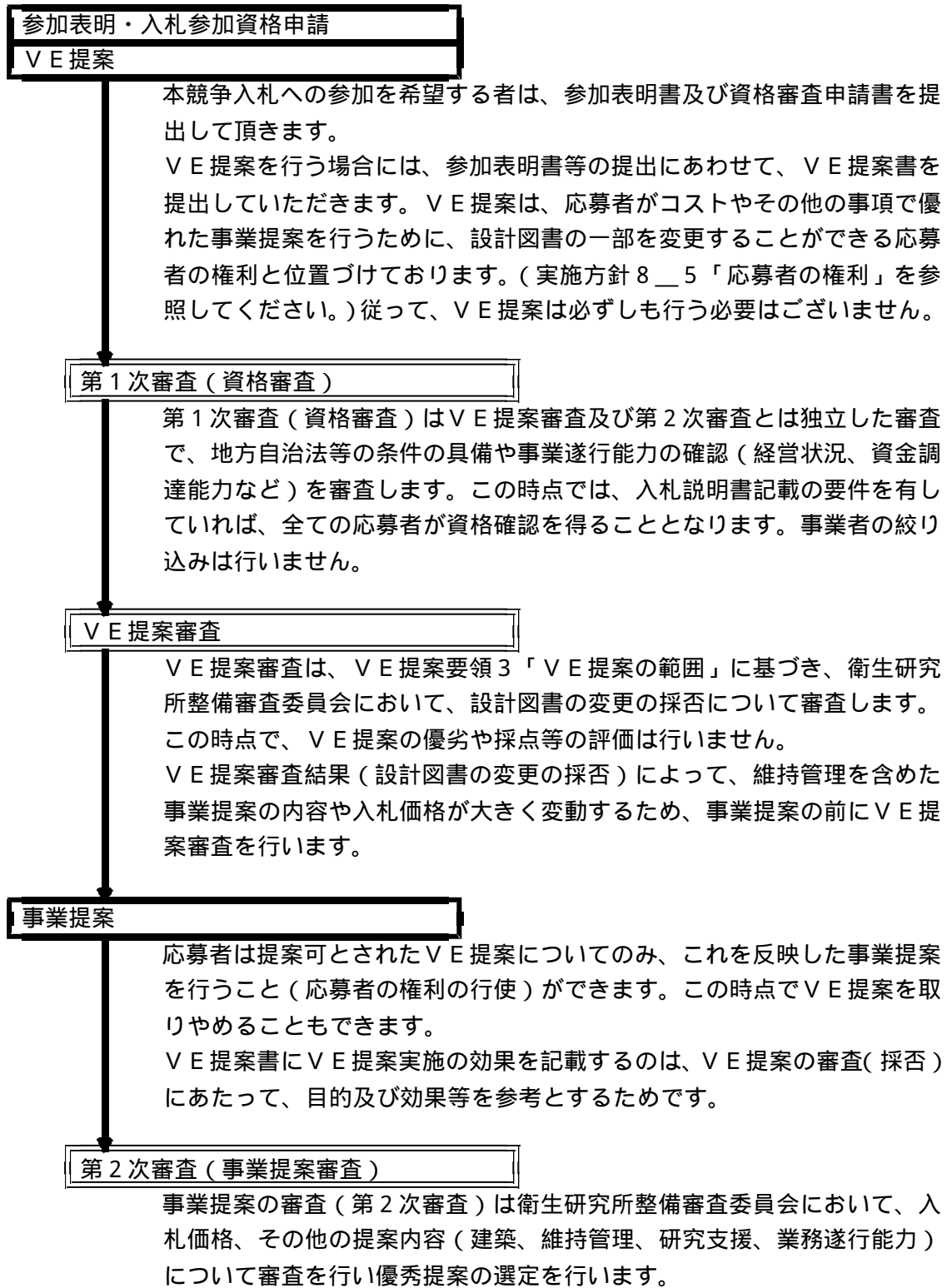
17	V E 提案が実施できない場合、「これによる契約金額及び工期の変更は行いません。」とあるが、V E 提案付きで選定された優秀提案が実施不可能となった場合、原設計どおりに施工するが、契約金額と工期は提案どおりということか。しかし、この場合は優秀提案を取り消し、事業者を代えることが妥当と思われるが、県の考えを教えてください。	V E 提案の審査においては、実現可能性も審査しますので、V E 提案が実施できない可能性は低いと考えております。V E 提案が実施できない場合は、当該提案が実施できないことによる事業者選定結果への影響の度合い、事業者再選定のためのコストや工事完成遅延などの影響の度合いを勘案して対応することとします。
18	提案審査はV E 提案とこれによるコストへの影響を含み、総合的に評価され優秀提案が選定されると考えてよいか。	別紙 「事業者の審査・選定手順について」を参照してください。
19	V E 提案の範囲において、「なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りではありません。」とあるが、これは「ライフサイクルコストを削減し、かつ、建築物及び工作物の価値を高め、かつ、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるもの」と3つの条件を全て満たすものに限られるのか。または、3つの条件のうち一つでも満たすのであれば提案の対象となるのでしょうか。	どれか一つでもより大きな効果が得られるのであれば提案の対象となります。
20	既存A棟について構造補強・耐震補強等は考慮する必要はないでしょうか。考慮しない場合はA棟改修後の構造躯体等に起因する不具合については、P F I事業者の負担リスクの対象外と考えてよろしいでしょうか。	A棟の耐震補強は必要ありません。A棟の構造躯体等に関するリスクは県が負担します。
21	品質保証（責任の所在）において、「V E 提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分について、品質保証及び発生する費用負担など一切の責任は提案者が負うこととします。」とありますが、仕上材、施工方法、架構形式が変われば、部分的な検討を行い保証することは可能であると思われるが、構造（躯体）に関しては、その変更が全体的な事項（範囲）まで影響を及ぼすことが大半となる。この場合においても、全体的な保証をPFI事業者がする必要があるのでしょうか。	主要構造部に大きな変更を伴うものは、V E 提案の範囲外です。また、V E 提案の責任は提案者に負担していただきます。
22	「工業所有権等の排他的権利やその他の権利について、設計図書を変更するに際して必要な権限は設計事務所に付与してください。」とありますが、V E 提案が採用された場合、特許権使用料等については、設計事務所に金額等を提示し、『8 提案内容の保護』による県との協議になると解釈してよいでしょうか。	事業者がV E 提案による設計図書の変更を行おうとする際に、特許権使用料等が発生する場合は、その権利を設計事務所に無償で付与してください。
23	採用されたV E 提案が基準法、行政指導等により、実施不可能となった場合でも、この項目は適用されませんか。	リスク分担表で、V E 提案リスクは事業者、法制度リスクは県負担としております。建築基準法の改正は法制度リスクですが、行政指導は法制度リスクには該当しません。

24	V E 提案の時期と処理について、V E 提案のみならず施工段階でも施工者側(事業者側)から材料・工法等の提案が生じると考えられる。その場合、本V E 提案の扱いと施工段階における工事計画・施工図等による現場協議変更との扱いの違いについて、見解を聞かせてほしい。また、V E 提案による場合は指定の担当設計事務所による設計図の変更となるが、現場変更の場合には施工者による竣工図での変更点の反映と考えられるものなのか。	建設期間中の設計変更の扱いは、入札公告時に条件規定書でお示しします。
25	V E 提案の採用がなされたにも関わらず工事着工前又は工事中に実施不可能となる具体的な場合とはどのようなものか。	V E 提案の審査においては、実現可能性の審査もしますので、V E 提案が実施できない可能性は低いと考えておりますが、たとえば、審査の際に予知できなかった提案者の検討不足等が考えられます。
26	V E 提案を検討していく上で、今後も設計図書に対する質疑が可能かどうか、また可能であればその期間はいつまでとなるのか、方針を聞かせてほしい。	入札公告後に質問回答(9月上旬)を予定しています。
27	ここでいうライフサイクルコストとは、共用期間を何年と想定しているのか。事業者の契約期間である30年を目処としているのか、県に移譲した後のロングスパンで考えるのか、どちらで考えればよいのか。	本事業期間は平成45年3月までとしていますが、衛生研究所の施設としては60年程度のライフサイクルを想定しております。
28	「なお、上記に該当する場合でも、...、この限りではありません。」とあるが、このような判断はいつ、どのような形で示されるのか。9月下旬にV E 提案を提出し、ヒアリングを経て、審査されると考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
29	A 棟及び新棟の施設管理用備品等を、保管する場所をご指示下さい。	A 棟は各フロア給湯室横にある倉庫の使用が可能です。新棟は1階機械室内の使用が可能です。
30	塩害対策について県の考え方を、お教え頂きたく存じます。	設計図書記載のとおりです。
31	A 棟、新棟及び敷地内での喫煙に対する考え方を、お教え頂きたく存じます。	原則として施設内禁煙を考えています。
32	施設管理業務を実施する上で、A 棟・新棟のエレベータを使用してもよろしいでしょうか、お教え頂きたく存じます。	衛生研究所の業務に支障のない範囲において使用可能です。
33	県が想定されている人数構成(来訪者・研究所職員等)を、お教え頂きたく存じます。	平常時において、衛研職員約70名、会議室利用者(週1回程度地元自治会等)約20名、講演会開催時50~100名(月1回程度)を想定しています。
34	各エレベータの使用目的を、お教え頂きたく存じます。	人、実験材料及び機材等の搬送です。A 棟には乗用2台、人荷用1台、荷物用1台です。新棟は人荷用1台です。
35	研究所はISOを取得するご予定はあるのでしょうか、県のご方針を、お教え頂きたく存じます。	9000及び14000シリーズの取得を今後検討していきます。
36	工事期間中、A 棟(既存棟)について、改修工事に支障がない範囲で、仮設経費削減のために仮設便所や作業員詰め所など工事用仮設施設として、事業者が使用することは可能でしょうか。	現在、電気、水道はすべて供給を停止し、使用不能となっておりますが、事業者の負担で復旧して使用することは可能です。

37	「図書情報閲覧室」の開館及び閉館の時間を、お教え頂きたく存じます。	原則として勤務時間内ですが、時間外においても必要に応じて利用します。
38	工事用水・工事中電力について「利用できない」または「有償にて利用できる」のどちらでしょうか。「既存建物の排水についてはどのような設備になっているのですか。」工事排水についても構内排水設備を利用してもよろしいです	工事用水及び工事中電力は既存施設からは利用できません。既存建物の排水は、汚水、雑排水の分流式で建物外の枡で合流し公共下水道へ放流しています。工事排水については、茅ヶ崎市の担当部局と協議してください。
39	県が想定されている「図書情報閲覧室」の1日の想定利用者数を、お教え頂きたく存じます。	職員6名/日、その他若干の外部利用が考えられます。
40	実験業務運営上の支援業務に関する維持管理者に指定はあるのでしょうか	業者の指定はいたしません。
41	指定がない場合、当社にて把握している業者と本物件に関してコンタクトをとってよろしいでしょうか。	特に規制はありません。
42	コンタクト可能な場合、物件名・概要・設計図書を提供してよろしいでしょうか。	特に規制はありません。
43	新棟1F X2~X3・Y1~Y2の空間の使用目的を、お教え頂きたく存じます。	外部空間です。
44	新棟にある地下ピットの出入口は何処か、お教え頂きたく存じます。	設計図書記載(X8-9、Y3-4)のとおりです。(意匠105)。
45	セキュリティ計画に対する県の考え方を、具体的にお教え頂きたく存じます。	出入りはA棟で行います。主要施設はカードキーで行う予定ですその他設計図書記載のとおりです。
46	図面上電気錠付建具位置が、意匠図と電気設備図では異なっている場所がありますが、どちらが正しいのでしょうか、お教え頂きたく存じます。	電気図のとおりです。
47	平面図からITVカメラの設置場所を確認することができませんでした。誠に申し訳ありませんが、ITVカメラの設置場所を、お教え頂きたく存じます。	電気図98参照して下さい。
48	A棟において大きな催事計画がございましたら、お教え頂きたく存じます。	科学技術週間、サイエンスウィーク等における施設公開、講演会などがあります。月1~2回程度です。
49	施設管理員以外に屋上を開放するのでしょうか、お教え頂きたく存じます。	想定していません。
50	既存ビルの耐震改修は、施工済みと考えてよろしいですか。	A棟の耐震補強は行っておりません。また、必要ないと考えています。
51	免震装置のメーカーのご指定はありますか。	メーカーの指定はありません。
52	実験機器メーカーに指定はあるのでしょうか。	業者の指定はいたしません。
53	また、メーカーとコンタクトをとってよろしいでしょうか。	特に規制はありません。
54	コンタクト可能な場合、物件名・概要・設計図書を提供してよろしいでしょうか。	特に規制はありません。
55	A棟1Fエントランスのインフォメーション計画について、県の考え方を具体的に、お教え頂きたく存じます。	無人で計画しております。



## 事業者の審査・選定手順について ( V E 提案審査と事業審査の関係について )



応募者が行う部分

県・審査委員会が行う部分